

令和5年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和5年3月2日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月2日 午前9時29分 議長 美馬友子

散会 3月2日 午後4時33分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番	瀬戸直一	8番	籾公一
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	住民課長	後藤信之
福祉課長	長友清美	農業振興課長	上村和也
建設課長	海川好史	上下水道課長	大上誉司
会計管理者	正瑞美佳子	教育委員会事務局長	石木正昭
勝浦病院事務局長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第1号 令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第5 議案第2号 令和4年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第3号 令和4年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第4号 令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第5号 令和4年度勝浦町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第6号 令和4年度勝浦町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第11 議案第8号 勝浦町個人情報保護法施行条例について
- 日程第12 議案第9号 勝浦町個人情報保護審査会条例について
- 日程第13 議案第10号 勝浦町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第15 議案第12号 勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 勝浦町保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例について

て

- 日程第19 議案第16号 勝浦町山林基金条例について
- 日程第20 議案第17号 勝浦町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 勝浦町阿南市方面通学専用バス運行条例を廃止する条例について
- 日程第22 議案第19号 勝浦町朝桐奨学賞基金設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 勝浦町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第24 議案第21号 徳島市と勝浦町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託の廃止について
- 日程第25 議案第22号 勝浦町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第23号 勝浦町道路線の認定について

1 議事日程（第1号の変更1）

開議宣言

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第16号 勝浦町山林基金条例について
- 日程第5 議案第1号 令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第6 議案第2号 令和4年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第3号 令和4年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第4号 令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第5号 令和4年度勝浦町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第6号 令和4年度勝浦町病院事業会計補正予算（第2号）に

ついて

日程第11 議案第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

日程第12 議案第8号 勝浦町個人情報保護法施行条例について

日程第13 議案第9号 勝浦町個人情報保護審査会条例について

日程第14 議案第10号 勝浦町情報公開条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第11号 勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例について

日程第16 議案第12号 勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第13号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第14号 勝浦町保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第19 議案第15号 勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第17号 勝浦町特別会計条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第18号 勝浦町阿南市方面通学専用バス運行条例を廃止する条例について

日程第22 議案第19号 勝浦町朝桐奨学賞基金設置条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第20号 勝浦町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

日程第24 議案第21号 徳島市と勝浦町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託の廃止について

日程第25 議案第22号 勝浦町公の施設の指定管理者の指定について

日程第26 議案第23号 勝浦町道路線の認定について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで（第1号）及び（第1号の変更1）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時29分 開議

○議長（美馬友子君） それでは、ただいまから令和5年勝浦町マラソン議会ひな会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

1月23日から25日にまち未来づくり常任委員会とくらし育み常任委員会が鳥取県三朝町，兵庫県丹波市，稲美町，高砂市に行政視察研修を行いました。研修報告をお手元に配付のとおり提出いたしましたので，ご報告しておきます。

特に，丹波市の恐竜の観光の計画，それから稲美町の広域ごみの計画等，参考になると思うのでぜひご覧ください。

2月9日，愛媛県西予市議会議会だより編集委員会が行政視察のために来庁され，研修会に町議会広報常任委員会委員全員と私が出席いたしました。

2月20日，佐那河内村で開催された勝名地区町村議会議員研修会に議員全員が出席いたしました。

2月25日，人形文化交流館で開催された第35回ビッグひな祭りオープニングセレモニーに私が出席いたしました。

2月28日，徳島市で開催された勝名地区町村議会議長会定期総会に私が出席しました。

同日，徳島市で開催された徳島県町村議会議長会第76回定期総会に私が出席し，終了後に行われた自治功労者町村議会表彰式に松田議員と私が出席いたしました。

監査委員から，例月出納検査結果について，報告書がお手元へ配付のとおり提出されていますのでご報告しておきます。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは野上町長のほかお手元に配付の出席者要求書のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたしま

す。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

本ひな会議における会議録署名議員は、3番瀬戸議員、8番籙議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 議会運営委員会から報告いたします。

2月21日に議会運営委員会を開催し、ひな会議の日程について協議を行った結果、本日と3日、6日及び7日を議案審議とし、17日及び20日を一般質問、23日及び24日を議案審議の予定といたしますので、ご協力お願いいたします。

以上、報告とします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、議案第1号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第9、議案第6号、令和4年度勝浦町病院事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶、並びに議案第1号から議案第6号までを一括して趣旨説明をお願いいたします。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

挨拶、所信表明に先立ちまして、今回の職員による準公金の着服という大変重大な不祥事におきまして、町民の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたし

ました。このような事案が発生したことは、誠に遺憾であり、職員一丸となって事務の適正執行に関して再発防止の徹底を図っているところでございます。あわせて、私の処分についても、本会期中に議員各位にご審議いただきたいと考えているところでございます。二度と不正を生まない組織風土の醸成のため、職員一人一人が公務員としての在り方を見詰め直し、日々の業務に真摯に向き合っていくとともに、二度とこのような不正が起こらない仕組みづくりを進めてまいります。

それでは、令和5年勝浦町マラソン議会ひな会議に当たりまして所信を申し上げます。

三寒四温、一步ずつ春が近づいておりますが、先月25日には勝浦に春を呼ぶビッグひな祭りが開幕となり、その後勝浦さくら祭りの準備も始まっているようで、コロナで冷え込んだ空気を温かく、そして優しく包んでいただけるものと期待いたしております。

さて、令和2年から広がった新型コロナウイルス感染症は既に3年が経過する中で、8波の感染拡大と縮小を繰り返し、生活だけでなく社会や経済活動に大きな影響と変化をもたらしました。コロナウイルスの感染は、今後も流行、収束を繰り返しながら続いていくことが予想されます。政府は、令和5年5月から新型コロナを5類感染症に移行するとしておりますが、医療費の負担や感染対策など引き続き移行後の対応が必要になってくると考えられます。

また、昨年2月24日に勃発したロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻は、1年がたった今も出口が見えない状況で、早く安心して暮らせるウクライナの人々の平和を祈るばかりです。混迷する世界情勢は、我が国の多くの分野に衝撃をもたらし、政治だけでなく産業や経済、貿易などの停滞が懸念されます。

新型コロナウイルスや混沌とする世界情勢は、燃料費の高騰や物価上昇を招き、少なからず町民の皆様の家計や生活様式に影響を与えていることから、その状況に十分に注意を払い、安心して幸せを感じられる、暮らしていけるまちづくりを進めていきたいと決意する所存でございます。そのために、令和5年度の町政運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

令和3年度から本格的に運用が始まりましたGIGAスクール構想につきましては、学校現場と連携を密にし、国で検討されているデジタル教科書の導入を見据え、



引き続きICT支援員を配置するとともにタブレットを効果的に活用し、児童・生徒の学力向上に結びつけていきたいと考えています。

高校生への修学支援制度では、令和4年度はコロナ臨時交付金を活用して高校生への修学支援を実施いたしました。この経験から今まで少なかった高校生への支援として、ふるさと勝浦を大事に思ってもらいたいと、令和5年度から町単独事業として実施することといたしました。都市部に比べて高校の数が少なく、通学や学習環境にハンデを負う勝浦町の全ての高校生に対し、10万円を支援することで修学に役立てていただき、勝浦町から多くの優秀な人材が育つことを期待いたします。

おいしいと評判を多くいただいております本町の学校給食につきましては、食材選びや調理方法の工夫により、何とか値上げをしのいでまいりましたが、食材費等の大幅な値上げや燃料費の高騰が相次ぎ、その対応も限界となってまいりました。このため、令和5年度から給食費の値上げに踏み切り、保護者や関係者の皆様に対して丁寧に説明し、ご理解を得ていきたいと考えています。

その一方で、最近の物価上昇は家計を急激に圧迫していることから、これまでのコロナ対策で取り組んできた給食費軽減対策を令和5年度から町単独事業として、半年給食費の無償化を引き続き実施いたします。おいしい給食に必要な経費を理解していただくとともに、子育て世代の負担を軽減し、児童・生徒の学習環境が向上することを期待いたします。

ふるさと教育を推進するため、地域プロジェクトマネジャーである参加に加え、新たに恐竜化石等の知識を持った地域おこし協力隊員を確保し、徳島県が行う発掘作業での連携やふるさと学習を充実させるとともに、恐竜化石イベント、恐竜フェスティバルをより魅力あるイベントとして開催し、恐竜のまちとしての認知度を高めるための機会にしてまいります。

昨年、4年ぶりに開催することができましたみんなの運動会では、町民へのスポーツの機会の提供のみならず、参加者同士が久しぶりと声を掛け合い、にこやかにお話をされているのを見ると、希薄になりつつあるコミュニティーを醸成するために大変有意義な大会になったと思っております。みんなの運動会は、町民相互の温かい絆を深めるため、文化芸術振興事業の阿波人形浄瑠璃フェスティバルや勝浦町文化祭、芸能大会などとともに県引き続き開催したいと考えております。

以前から、ちびっこ広場などで幼児が楽しめるようにリニューアルの要望があった星谷運動公園につきましては、令和5年度において遊具の増設や一部花壇の整備を実施したいと考えております。

勝浦町においては、自動車は経済活動や日常生活に欠かせない交通手段であることから、交通基盤である道路、特に県道や幹線町道は安全で安心して通行できることが求められます。県道整備につきましては、毎年県の担当部局に要請活動を行い、県道阿南勝浦線沼江バイパスの早期完成、県道徳島上那賀線の中角地区自歩道の整備促進、県道新浜勝浦線星谷工区の早期完成や了仙寺工区の進捗を促しているところでございます。

また、これらの事業完成後、早期に棚野地区の狭隘箇所につきまして事業採択が得られるよう、地元の協力をいただきながら要請活動を続けてまいります。

町道整備につきましては、勝浦病院へのアクセス道となる町道棚野八石線は、病院のグランドオープンまでの完成を目指し、利便性を高めてまいります。

星谷橋架け替えにつきましては、詳細設計に続き、関係者の協力を得ながら用地測量や補償物件調査を進めることとしております。

近年、高齢化による自動車事故防止を図るため、免許証の返納が推進されておりますが、公共交通の利便性が低い過疎地域にとって大きな問題となっております。民間バス路線を維持するため、民間バス会社への支援を継続するほか、廃止となった路線区間を対象としたタクシー運賃助成事業について、応急施策として実施してきたところでございます。

公共交通について内部で研究を進めた結果、一部事業内容を見直し恒久的な事業として実施するとともに、今までに路線バスが通っていない地区でのタクシー運賃助成事業の実証実験を行い、公共交通空白地域の解消を目指してまいります。

地籍調査事業は、一般社団法人かつうら国土と未来振興協会への委託業務により令和3年度から本格スタートし、当法人の業績も順調に伸びているところでございます。令和4年において国の補正予算を確保し、令和5年度から新規に久国地区で事業に着手し、坂本地区の一部と並行して調査を実施することといたしております。

本町の簡易水道施設は老朽化が進んでおり、配水池や管路などの更新が急がれます。このため、計画的に施設統合や更新を進めており、中山横瀬地区では漏水対策と

して檜淵から神谷地区の配水管を、棚野久国地区では安定した水量確保のための導水管を整備いたします。

未普及地域対策として、今年度は西岡地区の配水池改修に併せて給水区域拡張工事の実施設計を進め、未普及地域解消を目指します。

移住者、定住者支援としての新築支援やリフォーム助成はニーズが多く、今後も継続するとともに、勝浦町空家等対策計画に沿って優良な空き家を洗い出し、利活用を促進いたします。

宅地造成事業では、横瀬地区の宅地造成工事が完成し、本格的に募集を行い早期分譲を目指すとともに、分譲の状況を見ながら新たな候補地の調査を進めてまいります。

協議を進めてきた広域ごみ処理の計画については、候補地所在の徳島市の脱退により、計画推進を断念することとなり大変遺憾に思っております。今後は、現在処理をお願いしている小松島市の意向を伺いながら、処理方針について検討してまいります。

消防、救急体制につきましては、非常に困難な状況となっておりますが、粘り強く常備化に向けて取り組んでまいります。消防、水防活動は、消防団に負うところがますます大きく、令和4年度は消防団員報酬や手当を増額し、処遇改善に努めてきましたが、令和5年度では消防団員の活動服を更新し、消防団の活性化に努めます。

本町で発生する災害の中では水害のリスクが高く、県において実施している勝浦川のしゅんせつにつきましては、星谷橋、今山橋、勝浦中央橋周辺でしゅんせつ事業が完了し、洪水リスクの低減につながっております。さらに、勝浦川堤防強靱化については、今山橋下流から柳原バス停付近までの右岸堤防補強工事が進んでおります。

中角地区の県営前山谷砂防事業につきましては、西側から堰堤工事が進んでおり、早期完成に向けて町としても協力してまいります。

近年、みかん価格が安定していることもあり、高齢化が進む中でも農家の生産意欲は衰えていないよううかがえます。統一段ボールの取組や関西圏でのPRの効果についても、明確に判断はし難いところではありますが、勝浦熟成みかんのブランド化に向けて一定の前進が見えたと思っております。令和5年度においては、首都圏での広告やふるさと納税返礼品などで情報発信し、知名度向上につなげてまいります。

高齢化や担い手不足につきましては、日本型直接支払制度や農業次世代育成投資資金などを活用し、農地を次世代まで継承できるよう取組を進めます。

また、農作業の省力化のため、ICTやAIを活用した農業の研究に取り組むほか、稲作における農作業支援施設勝浦ライスセンターを強化するため、乾燥機を更新しアグリサポートを推進してまいります。みかんだけでなく、勝浦町の地域資源や産品の商品開発とブランド化を目指した阿波かつうら化事業は2年目を迎え、令和5年度では地方創生推進交付金を活用し、推進組織の強化、販路拡大、魅力発信などを行うことといたしております。

コロナ禍や物価高騰による生活支援と景気対策のため、従来の商品券のプレミアム率を15%に引き上げ、消費喚起を促すことといたしました。

杉の子基金の継承事業として、阿波かつうら未来応援事業を創設し、ふるさと納税制度による寄附を活用し、町内での新規起業や事業の拡大あるいは継承者に対して支援することで地域の活性化を図ります。

サテライトオフィス等の誘致促進につきましては、昨年私自身も東京に出向いて単独でのセミナー開催や視察ツアーを実施し、かんきつテラス内のオフィスかつうらに1社進出がありました。さらに、令和5年度では国の交付金等を活用し、企業数社のチームによる課題解決や新たな企業の誘致と進出支援に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、長引くコロナ禍の影響で低迷しておりましたが、5月から感染症対応の方針が変更されようとしていることもあり、アフターコロナを見据えて小松島市と連携したツアー造成、モニターツアーを開催することといたしております。

また、インバウンド受入れ事業を進めるため、徳島県内連携協働の観光振興に新規参入して、8市町と情報発信など相互に協力していくことといたしております。これに先立って、4月には台湾の旅行会社から勝浦さくら祭りへのツアー旅行が催行されることとなっております。

コロナ禍で、人と人との絆がより希薄になることが懸念され、さらに激動する国際情勢の影響は電気、ガス、食料品などの物価高騰や経済の停滞を招くなど、高齢者や子育て世代、低所得者世帯の生活様式や家計あるいは社会活動をも急変させています。勝浦町では、コロナ臨時交付金及び物価高騰対策臨時交付金などを活用して、町

民の皆様への生活への支援に取り組んでまいりました。

社会活動や家から出る機会が少なくなった高齢者がフレイルにならないよう、令和3年度から脳活トレーニング、令和4年度からはタブレット教室も併せて開催し、令和5年度も引き続き社会参加を促す取組を続けてまいります。

勝浦病院の旧デイケア施設コスモス跡に改修を進めているサルビア作業所は、地域活動支援センターさるびあとして4月から稼働することとなっており、病院への来院者や老人介護施設利用者をはじめとする地域の人々との交流拠点となることを期待いたしております。

子育て世代への支援として、3歳児から無償となっている保育料を2歳児から無償とし、若い世帯の負担を軽減することといたしました。また、乳幼児を抱える子育て世代の交流拠点となっている子育て交流支援こどものひろばの遊具を新しくし、より楽しんで利用できる施設となるよう整備いたします。

激しく変動する社会情勢などを踏まえ、令和5年度に地域福祉計画及び障害者福祉計画を改定することとしており、現状の問題や将来の課題に対応できる計画として策定してまいります。

令和4年1月から新しくなった勝浦病院で診察を開始いたしましたが、5年10月には駐車場をはじめ周辺施設についても整備を完了し、晴れてグランドオープンとなりますので、躍進の機会と捉え利用促進につながるよう取り組んでまいります。

懸案事項の医師確保につきましては、2月に新たな内科の正規常勤医師を迎えることができました。現在、退職後も勤務いただいている3名のドクターと合わせて、令和5年度は常勤内科医医師4名、外科医師1名の体制となりますが、今後も継続して新世代の医師確保に努めてまいります。

また、令和5年度において公立病院経営強化プランを策定し、安定した病院経営に努めるとともに、大規模災害やサイバー攻撃にも対応できるBCPを作成し、安心・安全な地域医療体制の確立を目指します。

税制面では、昨年引き下げた国民健康保険税の資産割を令和5年度からは撤廃し、被保険者の負担軽減を図ります。

防災体制につきましては、令和4年度は防災訓練など専門員である防災監の知識と経験を生かした訓練となりましたが、さらに自主防災組織などと連携した全町防災訓

練などを検討して実施したいと考えております。

昨年からはじめておりますマイ・タイムラインや個別避難計画などの作成を進め、地域の防災力の向上に努めてまいります。

令和5年度では、来町者の多い道の駅ひなの里かつうら周辺を地震災害の緊急避難場所として機能する防災公園として活用できないか検討を進めることとしており、地域づくり交流や子供が楽しめる広場などの機能も含めた公園整備を目指してまいります。

コロナ感染症につきましては、令和5年5月から政府の対応方針の変更が予定されていることから、しっかりとポストコロナを見据えたまちづくりについて、職員一丸となって推進していく所存であります。

デジタルトランスフォーメーション推進については、時流の波に乗り遅れることのないよう知識や能力を有する専門員を確保するとともに、行政だけでなく町民の利益につながる職員一人一人の能力、生産力を上げる研修や特性を生かした人材育成に取り組んでまいります。研修においては、今回の不祥事案を受けまして、知識や能力向上だけでなく、コンプライアンスをはじめとする公務員の在り方を見詰め直す職員研修に取り組んでまいります。

ふるさと納税は、令和4年度の目標額には届きませんでしたでしたが、新たな特産品の開発や協力業者との連携で返礼品を増やすとともに、ポータルサイト数を増加させ過去最高の納税額となりました。令和5年度には、再度5,000万円の目標額を達成するため、寄附実績の検証や既存返礼品を見直すとともに、ポータルサイトの強化、新規返礼品の開拓などの対策を充実強化してまいります。

令和5年度にあっては、いよいよポストコロナを見据えた行政が重要となってきます。コロナ禍で失われたり、変わってしまった社会活動や生活様式をどう再生させるのか、あるいは新たなものをつくっていくのか、行政に求められることは多様化してきています。しかし、大事なことは初心を忘れず町民の声に耳を傾け、その思いを十分理解し、細かな行政を心がけてまいる所存ですので、議員各位におかれましては、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第1号から議案第6号までの提案理由を説明させていただきます。

議案第1号は、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

す。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,640万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億7,521万6,000円とするものでございます。

議案第2号は、令和4年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ248万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億9,744万6,000円とするものでございます。

議案第3号は、令和4年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,313万円とするものでございます。

議案第4号は、令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正額につきましては、収入の予定額に151万円を追加し1億4,860万5,000円とし、支出の予定額に126万円を追加し1億4,708万4,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出の補正額につきましては、収入の予定額から430万円を減額し5,177万6,000円とし、収入額が支出額に対して不足する額2,707万9,000円につきましては、消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填するものとしたします。

このほか、特例的収入及び支出として、債権及び債務の額、企業債の限度額、他会計からの補助金の額につきましては記載のとおりといたします。

議案第5号は、令和4年度勝浦町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入及び支出の補正額につきましては、収入及び支出の予定額からそれぞれ140万4,000円を減額し、収入の総額を5,925万2,000円とし、支出の総額を5,922万5,000円とするものでございます。

このほか、特例的収入及び支出として、債権及び債務の額は記載のとおりといたします。

議案第6号は、令和4年度勝浦町病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正額につきましては、収入及び支出の予定額からそれぞれ7,511万5,000円を減額し、8億5,276万1,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の補正額につきましては、収入の予定額から8,381万2,000円を減額し1億9,921万6,000円とし、支出の予定額から6,619万2,000円を減額し2億2,274万3,000円とし、収入額が支出額に対して不足する額2,352万7,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものいたします。

このほか、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、棚卸資産の購入限度、継続費の年割り額につきましては記載のとおりいたします。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、議案第1号の全体説明と総務防災課及び議会事務局関係について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 改めましておはようございます。

議案第1号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）につきまして、全体を説明させていただきます。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金60万8,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金マイナス161万3,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金192万8,000円の増額。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金299万3,000円の増額。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金44万6,000円の増額。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金70万6,000円の減額。

10款地方交付税、1項地方交付税2億2,190万2,000円の増額。



12款分担金及び負担金， 1項負担金182万5,000円の減額。

14款国庫支出金， 1項国庫負担金3,628万7,000円の減額。

2項国庫補助金3,018万円の減額。

3項委託金125万9,000円の減額。

15款県支出金， 1項県負担金2,124万7,000円の減額。

2項県補助金6,728万8,000円の増額。

3項県委託金4万5,000円の増額。

16款財産収入， 2項財産売払収入52万8,000円の増額。

17款寄附金， 1項寄附金マイナス1,000万円。

18款繰入金， 1項基金繰入金マイナス2億2,157万9,000円の減額。

3項財産区繰入金2,375万1,000円の増額。

19款繰越金， 1項繰越金3,180万7,000円の増額。

20款諸収入， 3項雑入1,710万2,000円の減額。

4項貸付金元利収入88万円の増額。

21款町債， 1項町債2,608万2,000円の増額。

歳入合計， 補正額3,640万6,000円。

続きまして， 歳出でございます。

1款議会費， 1項議会費160万円の減額。

2款総務費， 1項総務管理費1億1,779万1,000円。主なものといたしまして， 財政調整基金への積み増し1億5,000万円を予定しております。

同じく総務費， 2項企画費215万円の減額。

4項戸籍住民基本台帳費312万1,000円の減額。

5項選挙費1,246万円の減額。

7項監査委員費30万円の減額。

3款民生費， 1項社会福祉費4,091万3,000円の減額。

2項児童福祉費4,785万5,000円の減額。

4款衛生費， 1項保健衛生費282万1,000円の増額。

2項清掃費1,129万5,000円の減額。

5款農林水産業費， 1項農業費8,343万1,000円の増額。

6 款商工費， 1 項商工費875万8,000円の減額。

7 款土木費， 2 項道路橋りょう費43万8,000円の減額。

3 項河川費103万円の増額。

4 項住宅費775万5,000円の減額。

8 款消防費， 1 項消防費446万1,000円の減額。

9 款教育費， 1 項教育総務費824万5,000円の減額。

2 項小学校費556万1,000円の減額。

3 項中学校費22万2,000円の減額。

4 項社会教育費228万7,000円の減額。

5 項学校給食費1,116万2,000円の減額。

10 款災害復旧費， 1 項公共土木施設災害復旧費336万8,000円の減額。

11 款公債費， 1 項公債費100万円の減額。

12 款予備費， 1 項予備費428万4,000円の増額。こちらのほうは，住民課のごみ収集車に対応する予備費に使用した分を積み増しさせて1,000万円とするものでございます。

歳出合計3,640万6,000円でございます。

続きまして，第2表繰越明許費補正でございます。

追加といたしまして，2 款総務費，2 項企画費，事業名，勝浦町杉の子支援事業100万円。

4 款衛生費， 1 項保健衛生費，新型コロナワクチン接種事業1,092万4,000円。

5 款農林水産業費， 1 項農業費，地籍調査事業 1 億1,510万円，ため池防災・減災事業1,061万8,000円。

7 款土木費， 2 項道路橋りょう費，県単道路改良事業306万4,000円，同じく道路橋りょう費，道路改良事業4,719万9,000円，星谷橋架け替え事業6,483万3,000円。

4 項住宅費，木造住宅耐震事業561万5,000円，住宅新築・改修支援事業40万円。

9 款教育費， 2 項小学校費，学校教育活動体制整備事業200万円。

3 項中学校費，学校教育活動体制整備事業100万円。

4 款図書館費，事業名，図書館長寿命化事業1,586万5,000円。

繰越明許追加，合計 2 億7,761万8,000円を追加するものでございます。

同じく、繰越明許費補正といたしまして、変更といたしまして、10款災害復旧費，1項公共土木災害事業復旧費，補正前の額6,403万5,000円を補正後の額といたしまして、5,162万9,000円とするものでございます。

第3表地方債補正でございます。

追加といたしまして、補正予算債750万円，防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債970万円，合計1,720万円を追加するものでございます。起債の方法，利率，償還の方法につきましては，当初予算同様とさせていただきます。

同じく，地方債補正といたしまして，変更でございます。

過疎対策事業債，ハード事業補正限度額480万円を追加し，1億6,810万円とするものでございます。同じく，過疎対策事業債，ソフト事業1,080万円を追加し，5,360万円とするものでございます。同じく，公共事業等債40万円を追加し，60万円とさせていただきます。現年公共土木債マイナス130万円とし1,820万円，臨時財政対策債マイナス581万8,000円，限度額2,518万2,000円とするものでございます。起債の方法，利率，償還の方法につきましては，当初予算同様とさせていただきます。

続きまして，総務防災課，補正予算の詳細説明をさせていただきます。

防犯活動の推進でございます。

防犯灯の維持管理について，経年劣化などの要因により，防犯灯支柱の傾斜や電球切れの必要な箇所の修繕及び電力量，燃料調整費の増額に伴い，防犯電灯電気代の増額補正をお願いするものでございます。既設防犯灯の修繕につきましては，支柱の傾き2件，電球の切れているもの1件でございます。補正額といたしましては，10万円の補正をお願いするものでございます。同じく，防犯灯電気料といたしまして8万円ほど増額をさせていただき，18万円の増額をお願いするものでございます。

予算書につきましては，27ページに記載をさせていただきます。

続きまして，議会事務局の補正予算についてご説明を申し上げます。

予算書の25ページでございます。

1款議会費，1項議会費，1目議会費の職員手当等35万円の減額のほか，普通旅費，費用弁償，筆耕翻訳委託料を合わせて160万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして，予算書の30ページでございます。

2款総務費，7項監査委員費，1項監査委員費の普通旅費30万円の減額については，いずれも実績見込みによる減額で，旅費については各種会議，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況から，中止または参加を辞退したことや，行政視察研修に貸切りバスを利用したための不用額となり，減額するものでございます。

以上，よろしくお願いをいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて，議案第1号の企画交流課関係について，寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） おはようございます。

令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号），企画交流課分についてご説明いたします。

歳出全て減額補正となっております。

初めに，2款総務費，1項総務管理費，1目の総務管理費でございます。こちらは，ふるさと納税事業分で，当初予算で設定した目標金額5,000万円を今年度末4,000万円と見込んだため，7節の報償費の謝礼，いわゆる返礼品の費用です。こちらを300万円減額，11節役務費の通信運搬費を22万5,000円の減額，12節の委託料を391万9,000円の減額といたします。

続きまして，2款総務費，2項企画費，1目企画費でございます。こちらは，18節負担金，補助及び交付金のうち，定住促進賃貸住宅家賃助成を25万円の減額，同じく18節の地方生活実現移住支援金，徳島わくわく移住支援補助金の分でございますが，こちらを190万円，いずれも実績による減額といたします。

続きまして，6款商工費，1項商工費，1目商工振興費でございます。こちらは，主に新型コロナ臨時交付金と地方創生交付金事業の実績に伴う減額でございます。8節の普通旅費は42万3,000円の減額，こちらはサテライトオフィスの誘致支援事業の旅費でございます。続きまして，12節の委託料15万9,000円の減額，こちらは阿波かつうらブランド化事業の委託事業の減額でございます。続きまして，18節負担金，補助及び交付金のうち，新型コロナ交付金事業の18節の553小規模事業者経営力強化事業費補助金が190万円の減額，同じく18節の554原油高騰対策運送事業者支援金が49万4,000円の減額，同じく18節の583新型コロナ感染防止対策支援事業補助金が130万3,000円の減額です。

続きまして、6款商工費、1項商工費、2目観光費でございます。こちらは、コロナ禍による会議等の中止により、8節の出張旅費が32万円の減額となります。

続きまして、6款商工費、1項商工費、3目地域交流推進費でございます。まず、2節給料、3節職員手当等のうちの通勤手当、期末手当、それから4節共済費等のうちの社会保険料、共済組合負担金など、いずれも会計年度任用職員として採用する道の駅の協力隊に関する費用でした。こちらは、採用月が本年2月からとなったための減額でございます。続いて、13節の使用料及び借上料です。こちらは、若者の地方体験交流事業として大学生のインターンシップ等の受入れを行う事業でしたが、コロナ禍で大学生の活動制限等により実施が困難となったことによる22万3,000円の減額となります。続いて、18節負担金、補助及び交付金のうち、411のイベントの助成事業補助金として、当初4件の見込みでありましたが、実績が2件となったため40万円の減額となります。

以上が歳出の説明になります。

続きまして、歳出の減額に伴う歳入の減額についてご説明いたします。

初めに、14款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金でございます。こちらは、1節企画費国庫補助金のうち地方創生推進交付金がマイナス30万3,000円、続いて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の企画交流課分がマイナス370万4,000円、いずれも実績による減額となります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。1節企画費補助金ですが、こちらは徳島わくわく移住支援事業補助金で、国、県負担分の142万5,000円が実績による減額となります。

続いて、17款1項寄附金、1目寄附金でございます。1節の寄附金ですが、歳出の部分でご説明申し上げたとおり、ふるさと納税の年度末の寄附実績見込みにより、マイナス1,000万円の減額といたします。

以上で一般会計補正予算の企画交流課分の説明を終わります。ご審議よろしく願います。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の税務課関係と議案第2号及び議案第3号について、藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） おはようございます。

議案第1号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算の税務課関係について説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、14款国庫支出金の国民健康保険基盤安定負担金が16万6,000円の減額となります。

15款県負担金の国民健康保険基盤安定負担金14万円の減額、同じく15款県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金148万7,000円の減額となります。全て決算見込みによるものでございます。

20款諸収入の後期高齢者医療返納金509万9,000円の増額でございます。これは、令和3年度の後期高齢者の医療費の負担額が確定し、精算の結果、広域連合から返納されてくるものでございます。

次に、歳出でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費の国民健康保険特別会計繰出金468万7,000円の減額、同じく3款民生費、1項社会福祉費、5目後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金198万3,000円の減額でございます。これも決算見込みによる減額となっております。

次に、議案第2号、令和4年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

歳入でございます。

3款国庫支出金につきましては、歳入となる科目が変更となります。特別補助金として予算計上しておりましたが、4款の県補助金の特別交付金として交付されることとなりましたので、228万1,000円の減額でございます。

4款県支出金、特別交付金241万1,000円の増額でございます。

6款繰入金、一般会計からの繰入金468万9,000円の減額でございます。

7款繰越金、前年度の繰越金220万8,000円の増額は決算確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費161万3,000円の減額でございます。実績見込みによる減額となります。

8款諸支出金の返還金30万3,000円の増額は、県への返還金分でございます。

マネジメントシートでご説明いたします。

令和3年度国民健康保険、保健事業費交付金の特別交付金のうち、保険者努力支援金と特別交付金のうちの特別調整交付金の実績が確定し、3月末に県への返還が決定したためでございます。保険者努力支援交付金分104万2,000円、特別調整交付金分26万1,000円の合計130万3,000円を返還することとなります。令和3年度の保健事業に係る人件費相当分が対象となっております。

8款勝浦町病院事業特別会計繰出金33万6,000円の減額につきましては、病院事業特別会計の中で説明があると思いますので、詳細は省略させていただきます。

続きまして、議案第3号、令和4年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明をいたします。

歳入の1款後期高齢者医療特別徴収保険料83万8,000円の減額、普通徴収保険料現年度分654万8,000円の増額、全て徴収見込みによるものでございます。

3款保険基盤安定繰入金198万3,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

5款諸収入、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業費217万円の減額は広域連合からの委託事業の人件費の減額によるものでございます。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合保険料等372万7,000円の増額は決算見込みによるものでございます。被保険者から徴収した保険料に、基盤安定繰入金分を加算して広域連合に払い込むこととなります。

4款高齢者保健事業費217万円の減額は、生活習慣病重症化予防及びフレイル予防の事業を行う栄養士の人件費の減少によるものでございます。

以上、税務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の住民課関係について、後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 皆さん、おはようございます。

議案第1号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）、住民課関係についてご説明を申し上げます。

予算書の歳出のほうでご説明申し上げます。

予算書の28ページでございます。

1段目でございますが、2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本

台帳費でございます。こちらのほうは、実績に伴う改修委託料12万1,000円の減額でございます。また、個人番号カード交付事業費交付金300万円の減額でございます。こちらのほうは、マイナンバーカード作成事務委託料が直接国の支払いとなったための減額でございます。

28ページから30ページの選挙費につきましては、7月の参議院議員選挙におきますそれぞれ実績に伴う各科目の減額、また財産区を解散に伴う減額でございます。

一番下の段でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費でございます。実績に伴います臨時特別給付金650万円減額でございます。

35ページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境総務費でございます。実績に伴います小松島市葬祭場使用料負担金20万円の増額でございます。葬祭場の使用料5件分の負担金増額でございます。

以上、住民課関係の一般会計補正予算につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の福祉課関係について、長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） おはようございます。

一般会計補正予算（第7号）について、福祉課関連の詳細説明をさせていただきます。

まず初めに、増額補正のほうから、マネジメントシートに基づき説明をさせていただきます。

歳出。3款1項2目障害者福祉費でございます。目的は、令和3年度障害者医療費国庫負担金の実績確定により、返還を行うものでございます。返還の理由としましては、該当者が年度途中で亡くなったなど実績が減少したことによるもので、返還額は485万2,651円になります。

続きまして、3款1項3目老人福祉費でございます。高齢者移動支援事業として、自ら自動車の運転ができない高齢者にタクシー券を助成しておりますが、当初予算額より使用枚数が増えたことにより、46万7,000円の増額をお願いするものでございます。使用の増加理由としましては、コロナ禍で活動を自粛していた方が買物等活動を再開されたことにより、利用が増えたことと考えております。



次に、3款2項1目児童福祉総務費でございます。保育関連事業実績の精算により返還を行うものです。1番の子ども・子育て支援交付金が66万9,000円、これは病後児保育事業で看護師の増員実績がなかったことによる返還、2番の子育てのための施設等利用給付交付金が16万5,900円、これは認可外保育の利用がなかったことによる返還になります。同じく、児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金の実績による返還になります。こちらは、子育て世帯の非課税世帯に5万円の給付をしましたが、1番が家計急変による対象者がなかったための返還で150万円、2番が事務費の実績による返還で23万4,000円となっております。

続きまして、3款2項2目子育て支援事業費でございます。学童関連の事業実績により返還を行うものです。1番が児童数の減少や障害児の受入れがなかったことによるもので128万9,000円の返還、2番がコロナウイルス感染対策のための備品購入実績による返還で6万2,000円となっております。

増額補正は以上でございます。

続きまして、予算書に沿って、100万円以上の大きな減額について説明をさせていただきます。

3款1項2目障害者福祉費、12-25システム改修委託料104万5,000円の減額です。こちらは、障害システムの改修に当たり、国の方針により改修内容が変更になったため増額となりました。次に、19扶助費2,595万8,000円の減額です。理由としましては、受給者の死亡等で給付費が減少したことなど実績による減額です。

次に、3目老人福祉費、19-27養護老人ホーム入所措置費386万円の減額、こちらは新規入所措置が1名ありましたが、1月からの該当であり、年間分の見込みの差額を減額するものでございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費、18負担金、補助及び交付金、主なものを申し上げます。18-316保育所運営費負担金2,603万円の減額、こちらは、乳児の途中入園を見込んでおりましたが、利用がなかったこと、また年度途中で退所があったことなどで減額となっております。18-326保育所運営費補助金373万5,000円の減額、待機児童対策事業、年度途中入所のための保育士確保事業ですが、みかん保育園で該当がなかったことによる減額です。366施設型給付費415万円の減額、こちらは広域入所者の給付ですが、該当者がいなかったため、減額となっております。19-7児童手当費

804万円の減額、当初見込みより人数が少なかったため、減額となりました。

次に、4款1項1目保健衛生費、12-313予防接種等委託料492万2,000円の減額です。こちらは、小児や高齢者予防接種の委託料関係ですが、子宮頸がんワクチンの接種が少なかったことなど実績による減額となっております。

また、歳入につきましては、県や国の負担金関係を併せて減額をしております。

以上で福祉課からの説明を終わらせていただきます。

○議長（美馬友子君） それでは、議事の都合により、休憩といたします。

午前10時44分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第1号の農業振興課関係について、上村農業振興課長。

○農業振興課長（上村和也君） 議案第1号、令和4年一般会計補正予算（第7号）、農業振興課分の詳細説明を行います。

まず最初に、増額補正マネジメントシートでご説明をいたします。

国土調査事業で、科目が5款農林水産業費、1項農業費、13目国土調査事業費になりまして、目的が地籍の明確化ということになります。令和4年度国補正予算による事業採択で、令和5年度事業を前倒しして、令和4年度国補正予算の計上による事業でそのままで令和5年度に繰越しをいたします。調査地区は、久国地区の前半工程及び令和4年度で実施した坂本4、5、6地区の後半工程であります。12節委託料で、地籍調査業務委託費で1億1,340万8,000円、リース料で118万8,000円、18節の補助金で地籍調査推進委員会補助金で50万4,000円で、合計が1億1,510万円の増額補正になります。

続きまして、予算書のページが35ページ。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費から、ここからが減額の補正となります。農業委員会費による減額は実績に応じた減額になりまして、報酬費で44万円と普通旅費で39万7,000円の減額となります。

続きまして、512農業総務費の減額ですが、18節の負担金補助になりまして、416新規就農総合支援事業給付金が75万円の減額、農地中間管理集積協力金が50万円の減額、新規就農者初期投資促進事業補助金が750万円の減額、これはそれぞれが実績見

込みによる減額になります。

続きまして、3目農業振興費になりまして、15節原材料費110万円、これはパイロット園地の苗木の補助でありまして、この金額につきましては借受者が国の別の事業の取組で行うということにいたしまして、町の苗木の補助は要らないという話でありました。続きまして、18負担金補助の416新規就農者総合支援事業給付金で50万円、果樹共済・収入保険掛金補助金27万7,000円、農林水産施設整備費補助金465万9,000円、農林水産業者物価高騰対策支援事業費補助金1,000万円、これにつきましては、財源は国の負担でありまして、10分の10の事業でありました。

続きまして、6目日本型直接支払事業費、負担金補助の減額でありまして、284万4,000円、387中山間地域等直接支払交付金が160万円、環境保全型農業直接支払交付金が14万4,000円、多面的機能支払交付金が110万円の減額で、これも実績見込みによる減額となります。

あと、13目の国土調査事業費につきましては、需用費の80万円の減額となります。これも実績による減額となります。

以上、農業振興課の説明となります。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の建設課関係について、海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） それでは、議案第1号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）、建設課関係の詳細説明をいたします。

先に、増額補正予算から説明をいたします。

5款1項17目で農業基盤整備促進事業費、ため池防災・減災事業、水神池の廃止工事でございます。現在、工事を進めておりますが、ため池流末水路内に農業用の畑総管が横断していることが判明し、管移設工事や復旧工事が必要となったことから、工事請負費193万2,000円を増額補正提案するものでございます。財源でございますが、ため池部分の開削工事については補助対象経費ということで、また流末水路については補助対象外となることから、工事内容を精査した結果、国庫補助金の25万6,000円を充当することといたしております。なお、工事は繰越しし、5月末を完成をする予定として工事を進めてまいります。左上が今ため池の水を抜いた状況でございます。右下につきましては、流末の水路施工状況でございます。ちょっと見にくいんですけども、この緑色の点線位置が支障となっております畑総管の洪水吐きないの横断位

置というところがございます。

続きまして、7款2項4目道路改良費でございます。病院アクセス道路、棚野八石線でございます。国の第2次補正予算を要望いたしまして追加配当内示があり、総額で2,024万6,000円の増額補正と併せて財源振替を行うものでございます。棚野八石線道路改良工事では、2,024万6,000円の工事請負費を増額して舗装工事を実施する予定としております。工程といたしましては、5月から9月を予定しておるところです。財源振替といたしましては、国費を473万9,000円、それから過疎債、補正予算債を合わせて1,380万円が特定財源でございます。左上が勝浦川となっております。黄色や緑色に着色した箇所、車道や路肩部を舗装いたします。現況写真ですが、県道部も高さ調整をしながら、現道部と拡幅部を舗装する予定でございます。

続きまして、7款3項3目急傾斜地崩壊対策事業費、極急傾斜地崩壊対策事業でございます。18節県営急傾斜崩壊対策事業負担金248万2,000円を総額補正提案するものでございます。県事業費の増に伴い、町負担金の増額をするものです。全額一般財源となっております。画面の上部が北となっております。赤色に着色したところが令和4年度と補正予算を含んだ事業実施箇所でございます。

以上が増額補正の説明というところでございます。

続きまして、減額補正についてでございます。

5款1項11目広域農道整備事業費でございますが、18節負担金、広域農道負担金200万円を県事業費の減により、不用額を減額するものでございます。歳入につきましては、特定財源の過疎債を同額減額いたします。

続いて、12目農免農道整備事業費でございますが、18節負担金、農免農道負担金43万円を県事業費の減により減額するものでございます。歳入につきましては、過疎債を40万円減額いたします。

続きまして、7款2項1目道路橋りょう費でございます。2節給料、会計年度任用職員給料30万円、3節職員手当等、会計年度任用職員期末手当を12万5,000円、4節共済費、共済組合負担金を20万円、合計62万5,000円を実績見込みにより減額するものでございます。

続いて、3目県単道路改良費についてですが、18節負担金、県道維持補修及び改良事業負担金を145万9,000円を県事業費の減により、不用額を減額するものでござい

す。

続きまして、4目道路改良費でございますが、マネジメントシート等で説明した棚野八石線道路改良工事と橋りょう長寿命化事業。それから星谷橋架け替え事業を集計した予算額を示しております。12節委託料、設計監理委託料1,670万円、これについては星谷橋ほか3橋の設計監理委託料というところです。であって、国交付金配当額の減や請負差額による不用額を減額するものでございます。続いて、保守点検委託料110万円、これは点検委託料でございます、同様に請負差額等により減額するものでございます。それから、14節工事請負費につきましては、先ほどマネジメントシートで説明したとおりでございます。21節補償費、立木等補償費80万円、これについては実績見込みによる不用額を減額するものでございます。これは生名東橋関係の補償費であったというところでございます。

4目道路改良費全体で差引きすると、164万6,000円の増になるというところでございます。特定財源といたしましては、国県支出金が1,085万5,000円の減額、代わって地方債が1,100万円の増額という財源となります。

それから、7款3項1目河川維持費でございますけれども、2節給料、会計年度任用職員の給料が80万円、3節職員手当等で同様の期末手当が25万2,000円、4節共済費、共済組合負担金で40万円、合計145万2,000円、これも実績見込みにより減額するものでございます。

それから、3目急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、18節負担金、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金、これについてはマネジメントシートで説明したとおりでございます。

それから、7款4項2目一般住宅費でございますが、木造住宅耐震事業、老朽危険空き家除却支援事業、それから住宅新築・改修支援事業と3つの事業がございます。この12節委託料につきましては、空き家判定業務委託料として22万9,000円、18節負担金、これは木造住宅耐震改修補助金170万円、1軒分というところで、それから老朽危険空き家・空き建築物除却補助金32万6,000円、これについては2軒分の差額というところで決算見込みというところです。それから、耐震シェルター普及推進モデル事業補助金、これについては1軒分ができなかったというところでございます。移住・定住支援住宅補助金については、4軒分、410万円の減額というところで、合計

的には775万5,000円の不用額を実績により減額するものでございます。特定財源につきましては、国県支出金が242万3,000円、過疎債が400万円、これについては住宅新築に充てておったというところです。国、県については耐震改修、除却の国県支出金というところで、合計642万3,000円の減額となります。

最後に、10款1項2目公共土木施設災害復旧費で、14節工事請負費336万8,000円、災害査定により不用額を減額するものでございます。特定財源につきましては、国県支出金が96万3,000円を増額し、現年公共土木債130万円を減額するものというところです。

以上が建設課の詳細説明でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の上下水道課関係と議案第4号及び議案第5号について、大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 最初に、本日議会開会前に予算書の差し替えを行い、議員の皆様にはご迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。

それでは、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）について、上下水道課分を説明させていただきます。

歳出より説明します。

最初に、4款1項4目環境総務費、18-502簡易水道未普及地域水道料金支援金89万円の減額、新型コロナウイルス感染対応地方創生交付金を活用した水道未普及地域への支援事業でございます。実績見込みにより、減額となります。

続きまして、4款2項5目合併浄化槽推進費、浄化槽整備予定の予定数の実績による合併浄化槽設置整備事業補助金1,129万5,000円の減額でございます。令和4年度は、合併浄化槽20基の整備を予定し、ホームページ、広報等を活用し、住民へ周知を行いました。なかなか需要が伸びず、今年度の実績は1基となりました。その差分を減額いたします。また、それに伴い、歳入も国庫補助金が312万円の減額、県補助金が2,82万6,000円の減額となりました。

次に、5款1項14目農業集落排水事業費、27-16、農業集落排水事業会計繰出金140万4,000円の減額は、農業集落排水事業会計で説明させていただきます。

以上で議案第1号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

続きまして、議案第4号、令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

先に、増額いたします予算をマネジメントシートを活用して説明させていただきます。

最初に、事業名、簡易水道事業、原水及び浄水費の光熱水費の増額、予算科目1款1項1目原水及び浄水費、事業目的といたしましては、原油価格の高騰、物価高騰により、施設の電気料金が値上がりしたため、予算を補正し、施設の安定稼働を図り、住民に安心して安全な水を供給するというところでございます。算出根拠といたしましては、令和5年2月現在で電気料金を支払った回数が9回、310万円を支払っておりますので、平均額にいたしますと35万円ほどになります。次に、残りの3か月間の費用の算出額を計算いたしまして、不足額の25万円を算出いたしました。財源といたしましては、一般財源を使用いたします。実施内容は、令和5年1、2、3月の光熱水費の支払いに使用いたします。増額する科目といたしましては、15節光熱水費25万円でございます。

続きまして、事業名、簡易水道事業、配水及び給水費の修繕でございます。予算科目、1款1項2目配水及び給水費でございます。事業の目的は、令和5年度は修繕工事多く、予算が不足しております。そのため、新たに予算を追加し、住民に安心して安全な水を安定供給するというところでございます。事業概要といたしましては、今年度は例年より修繕工事が多く、既存の修繕費が不足しております。また、令和5年1月25日、26日に到来しました寒波により、町内の水道施設が6地区、11か所で故障いたしました。そのため、予定箇所の実行、今後発生する修繕にも対応するために予算を補正し、住民に安心して安全な水を安定供給いたします。

資料の右側に修繕費の内訳を記載してあります。

既決予算額から、執行済額、支出負担額を引きますと、予算残額が4万5,000円となります。補正額300万円の内訳といたしましては、1月25、26にありました凍結被害や令和5年度より町営化に伴う無償給水解消工事などで費用の8割ほどが必要となり、残りは今後発生する修繕工事に充てる予定でございます。財源は一般財源を使用いたします。実施内容といたしましては、予算議決後、町内の修繕箇所の工事を発注し、3月中の工事完成を目指します。増加する科目といたしましては、23節修繕費

300万円でございます。

続きまして、予算書にて収益的収入及び支出の歳入の詳細説明をいたします。

1款1項1目給水収益、水道使用料240万円の減額、これは実績見込みによる減額でございます。

続いて、1款2項4目他会計補助金、一般会計補助金100万円、新型コロナウイルス感染対応地方創生交付金を活用した水道料金減免措置の実績見込みによる減額でございます。

続きまして、1款3項3目その他特別収益、消費税還付金491万円、こちらは増額となります。

続きまして、歳出の詳細説明をいたします。

光熱水費、修繕費につきましては、先ほどマネジメントシートで説明させていただきました。

次に、1款3項5目その他特別損失199万円、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目建設改良企業債430万円の減額でございます。内訳といたしましては、企業債が220万円、過疎債が210万円になります。ともに実績見込みによる減額となります。それに伴い、起債の限度額をそれぞれ改めております。

次に、第4条、予算第4条の2中「債権及び債務はそれぞれ6,179万円及び1,023万円である。」を「債権及び債務はそれぞれ5,784万4,000円及び1,147万円である。」に改めると記載してあります。これは、令和4年度より、勝浦町簡易水道事業会計が公営企業会計法の一部適用のため、従来の出納整理期間がなくなったため、この期間の歳入歳出を特例的未収金及び未払金として計上いたしました。その精算額を年度内に報告しなければならないため、今議会で報告させていただきます。

以上で議案第4号、令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第5号、令和4年度勝浦町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

予算書にて、収益的収入及び支出の歳入の詳細説明をいたします。



1 款 2 項 3 目他会計補助金，一般会計補助金140万4,000円，実績見込みによる減額でございます。

続きまして，支出。1 款 1 項 3 目総係費92万7,000円，内訳といたしましては，備用品費22万7,000円，維持修繕費70万円，ともに実績見込みによる減額でございます。

1 款 3 項 5 目その他特別損失47万7,000円，実績見込みによる減額でございます。

次に，第 3 条，予算第 4 条の 2 の中「債権及び債務はそれぞれ127万8,000円及び976万円である。」を「債権及び債務はそれぞれ144万円及び1,043万9,000円である。」に改めるという文章は，簡易水道事業会計でも説明いたしましたが，その精算額を年度内に議会にご報告しなければならないため，今議会で報告させていただきま

す。

以上で議案第 5 号，令和 4 年度勝浦町農業集落排水事業補正予算（第 1 号）についての説明を終わります。

以上で上下水道課からの説明を終わらせていただきます。

○議長（美馬友子君） 続いて，議案第 1 号の出納室関係について，正瑞会計管理者。

○会計管理者（正瑞美佳子君） よろしく申し上げます。

議案第 1 号，令和 4 年度一般会計補正予算（第 7 号），出納室関連の説明をさせていただきます。

マネジメントシートでご説明させていただきます。

2 款 1 項 5 目特定目的基金費の新たな予算でございます。目的として，勝浦町の所有する山林等の管理及び施工する事業の事業費に充当するための基金，勝浦町山林基金を設置し積み立てるもので，2,375万1,000円の増額補正であります。

財源としましては，生比奈財産区，横瀬財産区より，それぞれ基金のほうが特別会計より繰入れされます。生比奈財産区特別会計より1,546万2,000円，横瀬財産区より828万9,000円となりまして，2,375万1,000円の繰入れがありますので，そちらを充てる予定です。

以上，説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 続いて，議案第 1 号の教育委員会関係について，石木教育委

員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） それでは、議案第1号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）につきまして、教育委員会関係の詳細説明をさせていただきます。

今回の教育委員会補正予算、マネジメントシートは3点でございます。

まず、1点目でございます。

9款2項1目の小学校振興費になりますが、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業でございます。こちらのほうにつきましては、目的としまして、学校における感染症対策に係る支援及び子供たちの学習保障のための支援でございます。

具体的には、感染症を予防する備品、消耗品を購入というところで、こちらのほうにつきましてはお手元ありますように、特定財源としまして学校保健特別対策事業補助金、こちらの小学校のほうでは90万円を想定しておりますが、そちらとコロナの交付金、こちら90万円ということで見込んでおります。合計、国県支出金ということで180万円となっております。これに一般財源20万円を上乗せしまして、200万円ということで補正額をお願いするものでございます。

なお、スケジュールでございますが、この補正予算をご決議いただきましたら、基本的には予算の繰越しを行い、令和5年度に執行することになろうかと考えております。

こちら中学校も同様でございます。先ほど、小学校2校ということで、この倍の180万円でしたが、中学校は1校ということで、先ほどの半分とお考えいただければと思います。学校保健特別対策事業補助金が45万円、コロナの交付金45万円、計90万円の国、県の支出金の財源、プラス10万円の一般財源ということで、中学校のほうにつきましては1校ということで、100万円の事業費ということで見込んでおります。

ちょっと先ほど申し忘れありましたが、どのようなものを購入を考えてるかというところで、換気対策、空気清浄機、CO<sub>2</sub>モニター等、今ちょっと想定としておりますが、5月に5類に移行するということで、そういったところも鑑みて、また学校現場と相談しながら事業を進めていきたいと考えております。

続きまして、3点目でございますが、勝浦町教育学術文化及び体育スポーツ振興補助金事業でございます。

こちら、予算科目が9款教育費、3項中学校費、1校学校管理費でございます。このたび、勝浦中学校の野球部が全国大会出場ということで、開催地が静岡県でございます。そちらのほうへ参加をいただく経費の2分の1、上限45万円ということで教育委員会としては支援のほうをしたいと考えております。現在、この補助金の執行状況から鑑みて、37万円の増額をお願いするような格好ということで提出をさせていただいております。

なお、こちらの補助要綱ですが、実は私が把握している範囲では、中学校の部活が全国大会というのは今回が初めてかなというところがあります。こういったところもあって、関係要綱が今までは1団体に1年度限りということだったんですが、要綱のほうも、1団体に1大会ごとにつきというところで改正を考えております。これはちょっと参考にしていただければと思います。

すいません、それで私1点おわびがあります。予算書なんですけど、私が確定前の予算書のページを確認した結果で、提出させていただいている予算書では、ここが43ページになりますので、おわびして訂正をさせていただきます。3枚のマネジメントシートはいずれも43ページということで、おわびして訂正をさせていただきます。

続きまして、マネジメントシート以外での予算書に基づきまして説明させていただきますが、私のほうである程度説明が要るかなというところをピックアップして説明とさせていただきます。

まず、減額がちょっと大きくなっておりますが、阿南方面の通学支援のバスの補助金の関係でございます。203万2,000円の減額となっております。こちらにつきましては、私のお聞きしてる話では、やはりコロナの関係で高校生の皆さんが通学がなかなかできなかったような状況もあるようでして、運行回数が大分減ったというところを受けての減額ということでご理解いただければと思います。

ぱっと見は分かりにくいんですが、こちらの施設型給付、こちらは幼児教育の関係になります。こちらのほうにつきましても、予算想定から利用人数が少なかった等で減額ということになっております。

こちらは、要保護準要保護児童生徒就学援助費、こちらのほうにつきましても、実績による減額ということでご理解をお願いいたします。

先ほど、マネジメントに出ましたように、9款3項1目の負担金775、こちらのほ

うが37万円の増額ということで、軒並み減額となる中、こちらのほうは増額となっておりますのでご確認をお願いできればと思います。

お手元にありますように、給食の関係になります。調理加工費ということになりますが、こちらのほうですが、今、実施しております給食費の助成事業、10月から3月まで無償ということで取り組んでおります。7月の若あゆ会議でご決議いただきまして、今事業に取り組んでいるところがございますが、こちらのほうが財源としてコロナの交付金を充当しております。こちらの事業につきまして、令和2年度も実施しましたが。そのときにはコロナ交付金の交付要件が歳出の科目がなければ駄目だよというところで、そういった格好で今回お願いしていたところですが、この令和4年度につきましては、もうその交付金をこちらへ充当しましたよということが説明できるような格好でお願いしたいというところで、一回、出のほうは全額減額ということでさせていただいております。その後、どういうことかといいましたら、こちらのほうです。これ、ちょっといきなりもう歳入のほうに飛ばしましたが、保護者の方から頂く給食費、こちらの科目になりますが、1,108万3,000円、こちらのほうはもう頂きませんよと、そういう格好での予算のちょっと組替えということでお願いできればと思います。金額の差異につきましては、年度末に近づいてきて、給食費の見込みがより精度が上がったというところでご理解をいただければと思います。

○議長（美馬友子君） すいません、こちらでなしに事業名というか、何かの補助金とか言葉で説明していただくとよろしいかと思えます。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 分かりました、すいません。

学校給食費の付近です。こちらが保護者から頂いた給食費ということでご理解いただければと思います、繰り返しますが、頂く給食費を1,108万3,000円、こちらのほうは減額ということでご理解をいただければと思います。

以上、教育委員会からの詳細説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の勝浦病院関係と議案第6号について、笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 議案第1号、勝浦町一般会計補正予算（第7号）、勝浦病院分について説明させていただきます。

まず、4款1項のほう保健衛生費、こちらですけれども、改築事業の改築支援員の会計年度任用職員さんの報酬、また旅費ということで、実績見込みに対して減額をしているものでございます。

一般会計については以上です。

次に、勝浦病院事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

予算の説明の前に、本年度の患者数の推移について若干説明をさせていただきます。

大変申し訳ございません。当初予算の資料をここで見ていただこうと思ったんですが、私のミスでございます。こちらでは今見えないようですので、数字を説明させていただきます。

本年度の当初予算説明の中で、目標患者数についてのご質問があったかと思えます。移転のために減少していた入院患者数ですけれども、4月に平均で29.4人でした。そちらにつきましては、7月から8月頃には目標をクリアできるのではないかというふうに答弁させていただいております。年度末には、年間平均で目標をクリアしたいというふうにお答えをさせていただいております。ただ、その結果につきましては、残念ながら厳しかったというしかございません。特に、外来患者につきましては8月まで順調に患者を増やしており、入院につきましても、7月まで増加傾向でございました。ちなみに、入院患者が7月で平均の36.5人、ここまで伸びてはございました。これは、新病院の効果が大きかったと思っております。その後、10月から12月、こちらについては急激に入院患者の減少が見られます。これにつきましては、新型コロナ感染症第7波から第8波、こちらは町内でも多くの感染者が出た時期でございます。この影響が大きく出ているのかなと考えております。回復が見えましてのは、第5類への格下げ報道があった後、さらに1月に政府の方針が決定した後は入院患者数が大きく増加傾向に変化しております。ちなみに、2月の平均入院患者数が38.2人、11月は最低ですけれども、22.7人まで落ち込んでございます。このように大きな幅があったということをご理解いただけたらと思えます。

今、2月の速報値ですけれども、外来が1,525人、最低のときが、外来で一番少なかったときが1,516人です。外来については、すいません、1,484人、これが4月で一番少なかったときでございます。入院に関しては、一番少なかったときが682人、2

月の速報値が1,072人まで回復しているというところでございます。

というところで、補正予算の説明をさせていただきたいなと思います。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

収入につきましては、それぞれ実績予測により減額としております。

目の欄、入院収益及び外来収益についてでございますが、先に説明しましたとおり当初想定していた患者数をクリアすることは難しく、収益減となっております。

介護については、こちらもコロナの感染拡大により、利用者や職員への感染から約半月間臨時休業を余儀なくされた時期や、職員への感染により訪問リハができないなどもあり、減収となっております。全て見込みでございます。

さらに、公衆衛生活動料につきましては、コロナウイルスワクチン接種料の大幅な増を見込んでいましたが、1月25日現在で県内全体では勝浦町は2番目の接種率で、高齢者接種については77%あったものの、全体としては57%にとどまっております。当院での接種者も、全体で約1,000人の減、見込みより1,000人の減と見込んでおりました、それら含めて減額補正とさせていただきます。

次に、医業外収益や本年度地方交付税として算定されるであろう額としての負担金、また医師確保や保健衛生行政事業に対する経費など、本年度実績予想の補助金について増額、これは先ほど国保会計のほうの説明にもありましたように、病院会計では国、県の補助金で受けておりますので、こちらにつきましては国県補助金で減額を入れております。

国、県の補助金としまして、今説明しました国保保険の衛生事業、それから僻地拠点の病院の補助、それから発熱外来への補助など、実績予想による減額補正としております。

特別利益につきましては、大規模修繕のため引き当てておりましたものを当初予算で一部収益化の計画を立てておりましたが、新病院がスタートしまして旧病院の解体も終了しましたので、修繕引当金の全額を収益化する予定でございます。

次に、歳出ですけれども、本年度は医師、薬剤師、放射線技師といった採用できなかった職員について採用ができました。ただ、年度後半となつての採用でございましたので、給付費などの減額となっております。また、患者減による材料費等の減、経費の減もありまして、歳入歳出ともに7,511万5,000円の減額補正としております。

次に、資本的収入支出でございます。

予算書2ページ、第6条で継続費の年割り額の変更を行っております。こちらは、令和4年度実績予想及び来年度の予定事業におきまして、過疎債及び病院事業債の有利な財源を利用するため、変更するものでございます。

事項別明細書については7ページとなっております。

本年度、事業とする予定でありました外構工事のうち、ヘリポート工事などを来年度事業としまして、企業債などの有利な財源につきましても、次年度へ変更するため、新病院建築に関する経費を一部変更しております。継続費全体額は変更せず、令和5年度で最終精算とさせていただきます。

目の欄2の器械備品購入費は、入札差額等による精算予定額に変更をしております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

議事の都合により、休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

議事の都合により、小休いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、再開いたします。

国清議員。

○9番（国清一治君） 議長。動議を提出します。

議案第1号の出納室の説明の中で、勝浦町山林基金条例が議決されていないのに補正予算の説明がありました。議事日程を変更し、条例を初めに審議し、補正予算を議決することを求めます。

○8番（笹 公一君） 賛成。

○議長（美馬友子君） ただいま国清議員から日程変更の動議が出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので成立しました。

会議規則第18条の規定により、お諮りいたします。

議案第16号を日程第4とし、議案第1号から議案第15号までの日程を1つ繰り上げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、そのように決定いたします。

小休させてください。

午後1時52分 休憩

午後1時53分 再開

○議長(美馬友子君) 再開します。

これより第一読会を開きます。

町長から、議案第16号について趣旨説明を求めます。

○町長(野上武典君) すいません、今回ちょっと不手際によりまして、議会運営に混乱させましたことをおわび申し上げます。

また、議会のご厚意により、滞りなく進められることにお礼を申し上げます。

議案第16号の提案説明をさせていただきます。

議案第16号、勝浦町山林基金条例については、勝浦町財産区である生比奈財産区、横瀬財産区の解散に伴い、両財産区の残余財産の積立てに係る新たな基金を設置するに当たり、条例を制定するものでございます。

○議長(美馬友子君) 町長の説明が終わりました。

それでは、議案第16号について、正瑞会計管理者から詳細説明をお願いします。

○会計管理者(正瑞美佳子君) 議案第16号、勝浦町山林基金条例についてでございます。

制定理由としましては、勝浦町財産区の解散に伴い、勝浦町生比奈財産区基金及び勝浦町横瀬財産区基金の全額を勝浦町一般会計へ繰り出しをいたします。その後、繰入金額を新たな基金として積み立てるため、必要な事項を定めた条例について整備を行うものでございます。

制定内容としましては、先ほどお示しさせていただいた勝浦町山林基金条例のとおりでございます。

施行時期としましては、公布の日から施行という形を取らせていただいております。



す。

簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

まず最初に、議案第16号から詳細質疑を始めます。

議案第16号について質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、続いて議案第1号について質疑はありませんか。補正予算でございます。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 令和4年度勝浦町一般会計補正予算についてお聞きします。

冒頭、議長、申し訳ないです。今回、補正予算の分のもちろん質疑もあるんですが、この間起こった不祥事の件について、今回補正予算等には何かしらも反映されていないと思うんです。そこらあたり、熟尽会議で説明があった以降、私たち議会議員に対してのそれ以降分かったこととか実際詳細の部分と違って、いまだに説明を受けていないんですが、そこらあたりに関しても含めて、今これをお聞きするのが正解かどうか分らないのですが、実際補正にも入ってないし、かといってお金が返却されたとか、また会員さんに対してお返しする分があるとかという話もあったんで、そこらあたりをもし聞く機会があればありがたいんですが、どんなん、ここで聞くべきことではないんか、もしくは何かしら違う場所を設定してくれるんか、そこらあたりどんなんですかね。

○議長（美馬友子君） そうです。補正予算に係る説明を聞いてないので、議員が言うんは補正予算に係ってないんかどうかということも説明は聞いてないので分からない。当初予算に反映されるんか、どうなんだろうっていうところが分からないので聞いているのか。

○7番（松田貴志君） そうです。

○議長（美馬友子君） してないです。

小休します。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、再開いたします。

補正予算の第一読会の質疑です。どなたからでも。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 大分、何点かございます。

議案第1号、補正予算（第7号）についての質問をします。

1つは住民課、ごみ収集車の補修ということで、予備費を420万円積み増して補修するということでしたけれども、足元の予備費っていうのは不測の事態で、こういうごみ収集車が壊れたときなんかを使うものだろうと思ってます。それを積み増すっていうのは、現状予備費にもう余裕がないんでしょうか。これは、防災課長のほうがいいのかな、それが1点目。

それから、2点目の教育委員会、中学校野球部の全国大会、要綱改訂を検討してるっていうんですけど、これこそ要綱を先に改訂して、それで補正すべきことだろうと思うんですけども。

それから3点目、農振課のパイロット園地の苗木代ということで、国の別の事業になったということで110万円マイナスということですけども、もうこれ苗木の注文は多分7月に締めてると思うんですけど、キャンセルできたのか。それで、別の事業っていうのがどういった内容なのか、取りあえずその3点をお願いします。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 予算上に流用できるようなお金がなかったかということでしょうか。

○2番（相原喜久男君） それでなしに、予備費でパッカー車を修理すると聞いたんですけど、積み増してやる必要があったのかどうか、それを聞きたいんです。

○議長（美馬友子君） それでは、総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 予備費の充当についてのご質問であったかと思いません。

予備費については、執行のほうを緊急ということで住民課のほうからお話があって、議会のほうにお願いをして予算の予備費からの充当ということでお願いして既に執行をしているところであります。使っているということです。予備費として、1,000万円程度は確保しておいたほうがいいというような考えから、今回先議をお願い

いできるということで、この際1,000万円まで積み増しをするという、今年度もう残り一月程度ではございますが、念のために1,000万円程度までは確保ということでさせていただいたところではございます。当初予算については、500万円程度さらに上乗せをして1,500万円で、災害への500万円程度の対応ということで当初予算ではお願いしたところではありますが、災害につきましては時期もほぼ終わってるということで、1,000万円程度まで積み増しを念のためにさせていただいたところではございます。不足しているというところではございませんので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ご質問いただきました野球部への補助金ですが、こちらのほうが勝浦町教育学術文化及び体育スポーツ振興補助金交付要綱、こちらに基づくものでございます。議員さんおっしゃったように、交付要綱の改正、この補正予算成立前に必要でないかということでご質問いただいたと思いますが、交付要綱ということで、内部、町長の決裁ということで既にこちらのほうは手続を終了しております。今、案と申しますか、施行日は本日令和5年3月2日ということで考えております。もし補正予算を議決いただければ、本日から施行日ということで、ただこのタイミングが同日ですね。そこらは整理してということは考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 今のはちょっと引かかるんですけど、町長の決裁が下りて要綱改訂、本日から適用と、ただ予算ありきちゅうか、予算とこれはもう要綱ありきだろうと思うんですけど、予算を承認いただければ何とかちゅうんもちょっと引かかるんですけど、要綱ありきでもう決裁済みだと言っていたいただければ分かるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 先ほどの条例のご議論も踏まえまして、そういったところで今後教育委員会としても考えていきたいと考えております。要綱を制定して、補正予算で予算ができましたと、そういう整理ということでしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 上村農業振興課長。

○農業振興課長（上村和也君） パイロット園地の苗木のキャンセルの件ですが、キャンセルはできました。借受者が別の事業でJA窓口の国の事業で果樹経営支援対策事業という事業がありまして、そちらの事業に乗り換えるというお話で、町が予定しておりました苗木をキャンセルしてこちらの事業に乗り換えるという話で、植付け時期についてはこの春でなしに、来年の春の予定になります。

以上です。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） それはかんきつ系と考えたらいいんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 上村農業振興課長。

○農業振興課長（上村和也君） かんきつ系です。

○2番（相原喜久男君） 取りあえず。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 何点か質問させていただきます。

まずは住民課、さっきの追加ですが、予備費でパッカー車の荷台の乗せかえが中古があつてできたという、これは一時的なもの、当面それでしばらくまたいくのか、かなり故障があつて2年ぐらい前から壊れてしょつて、また中古でっていうことで、かなりちょっと高いなとは思ひながら、やっぱり長い目で見たら、早く新しいを想定したほうがいいなと思うんですが、そこらはどう思うとんかというのが1つと、次、建設課の水神池の畑総があつたという、これは想定外であつたのか、想定外で後から気がついて補正をされよんかなと思うんですが、もしも想定外じゃなくて先に分かつとれば国の補助金をもっともらえたのかなというんですが1つ、そこら辺を教えていただきたい。

あと、上下水道課の6地区で凍結で壊れたということで、どこの地区でどのような故障があつたのか、そんなに寒かつたんかどうか、またそれに対して対策をされよんかな、また同じことが起こるような気がするんで、そこらはどうなつとるのかっていうんと、教育委員会のさっきの野球部の追加ですけど、これ要綱の解釈を変えるということで、去年も1回あつて年間これだけですよっていうたんが今さっき説明を聞き

漏らしたんですけど、1開催につきそんだけ出るようになったという、そういう解釈でいいのか。

○議長（美馬友子君） それでは、後藤住民課長から。

○住民課長（後藤信之君） 令和5年2月13日に委託業者のほうから、パッカー車のダンプができないというふうな連絡が入りまして、現地に向かい確認しましたところ、ロータリー部分が故障してございました。それで、修繕業者からは修繕は難しいというふうな連絡がございました。新車を購入するとなると、納車までに1年近くからということですので、対策として現行車のロータリー部分を載せかえるか、中古車を購入するということを考えました。中古車のほうは、車の状態が不明であるという不安が残る反面、現行車につきましては、トラック部の現状が分かっておって、載せかえによる運行が可能であるということでもございましたので、載せかえ対応に決定いたしました。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 水神池の工事の質問をいただきました。ちょっと図面を出してみます。先ほど説明させていただいたところなんですけど、ここの緑の点線が入っておるところに畑総管が洪水吐きのところを横断しておったといったことあります。

それで、実はこの設計と工事というものが今年度に設計をして、それから工事発注してというような流れで進めておりました。設計の段階において、水路、洪水吐きの辺りの草の繁茂等があって、畑総管自体が発見ができてなかったというところなんです。ただ、改良区辺りについては、取水口等についての確認はできておったんですが、その横断部分というところが確認が不十分であったっていうところが事実でございます。

それから、畑総管の部分の仮設費につきましては、これは国庫補助対象として補助金の対象になる見込みでございます。あと、財源のところでも簡単に説明させていただいたんですが、本体の水神池の堤防を切る部分については、基本的には国の補助金の対象になります。それから、この下の写真に写っておる、水路を工事しておる部分というのが国の補助対象外というような形になりますので、そこで水路の深さがある程

度深かったっていったところがあって、水路の水を抜かないかんというところで、当然水路敷きの高さも想定よりもちょっと低くなっています。その部分で、民地への影響を考慮して、石積みを施工するといったところがあって、補助金については畑総の関係の工事を補助対象に含めたとしても、補助対象外経費があって、補助金については補正予算に対しては25万円分の財源しかついていないというようなところですよ。よろしいでしょうか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 質問にお答えいたします。

凍結があった地区でございますが、沼江、川北、与川内、西岡、中横、棚久の6地区でございます。

すいません、それともう一つの質問というのは、修繕工事が現在行われてかどうかと。

○1番（花房勝一君） そうやね、その壊れたところはもう先に直しとんかどうか、今回300万円で直すんかどうかというところね。

○上下水道課長（大上誉司君） 直す予定はしてるんですけど、一部応急処置は施しておりますけれども、全てにおいて対応はまだできておりませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 中学校の野球部の件でございます。

要綱では、徳島県以外で行われる四国大会以上の大会が対象ということになります、この要綱の改正前は、1年度で1回、上限45万円ということでした。これが春のお話、これさせていただいたと思います。今回の改正後につきましては、1大会1回限り、例えば大会で四国大会が予選のようになって、全国大会に行ったとき、もう四国大会に行った時点で助成したら、後はもう全国大会に行っても1大会ごとに上限45万円助成と、そういうイメージでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長、一時的なもんか、当面使えるんかっていう答弁がなかったように思います。

○1番（花房勝一君） このトラックの部分は大丈夫っていう見解でいいんかな。何

か顔もそんなに新しいないような気がするんやけど。

○住民課長（後藤信之君） 聞き取りによりまして、パッカーの下の部分のトラックの部分でございますが、トラックの部分は現在の走行距離は22万キロでございますけれども、車の程度にもよりますけれども、もっと走行ができるというふうに聞いておりますので、載せかえによる運行は可能であると判断いたしました。

それで、今回のロータリー部分の載せかえによりまして、ロータリー部分は新品になるんですけれども、下の部分のシャシーの部分は長年使っておりますので修繕が必要な場合も考えられます。収集業者へのより適正な使用方法の指導、また車両部分の適正整備も実施していきながら、使用年数を延ばしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 一点だけ、ロータリー部分は中古って聞いてったんですが、新品なんですか。

○住民課長（後藤信之君） 新品でございます。

○1番（花房勝一君） 分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） ちょっと2点ほど聞きたいんですけれども、前回も言うたんですけど、合併浄化槽の記録をつくったように思うんやけど、20基で1基というんは今までかつてなかったと思うんですけれども、これはもともと基本計画が令和2年から令和6年まで毎年20基という計画があるのでそうしたということで、どうも令和5年度も20基を組んでいるようでございますが、これはもうちょっと内容を変えなんたら、これ新年度もまず記録に近いような数字が出るんじゃないんかいなと思うんですが、今は国3の1、県が6分の1ですか、3分の1もあるけど、これ町は6分の1出しとったんかいな。

それと、大分宣伝しよんやけど、1基ちゅうて言うたけん、宣伝はしよんやけど、こんなんですつといいんで。1基というんは多分記録と思います。課長、ちょっと町は出しとるんかいな、6分の1出しとんで。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） まず、町の補助のほうから先にお答えさせていただきます。

町の補助は3分の1出ております。

○9番（国清一治君） 3分の1。

○上下水道課長（大上誉司君） 新規の分で、転換とかいろいろ条件もあるんですけども、基本的にはおおよそ3分の1は出ております。

それと、今年度の実績につきましては、20基設置するといひまして、ご指摘のとおり1基しかできませんでした。それで、令和3年度のとくに汚水処理構想の見直しをした結果、新規、転換を含めて20基の設置で目標に達するということが分かりましたので、令和5年度の予算といたしましては、勝浦町内で新規の件数が10件以上はあるという、税務課のほうに確認してもあるということが分かりましたので、それで10件で、あと転換が残りの10件と想定いたしまして当初予算を編成してまいりました。

それとまた、皆さんの気を引くようにもう一つ何か補助がないんかというふうなことを探しまして、県のほうでまた新しく補助要綱も追加いたしましたので、それは当初予算のときにまたご説明させていただきますので、それで何とかPRで一台でも多く浄化槽の転換が進めていけるように努力したいと考えております。

○9番（国清一治君） 私、当初予算のところを皆見ってます。読んだんですけども、これ課長も大変だろうけど、これは進めていかないかんことやけん、もうちょっと町もお金を増やす、町単をもうちょっと増やしていかなんだら増えんのんじゃないんかいなと思うんやけど、また新年度予算で言いますが、多分これは記録だったと思います。これは終わります。

それともう一点、農林水産業者の物価高騰対策で1,000万円、これ私が言い出しっぺですので寂しい限りなんですけれども、予算から見たら600人を予定しとって400人ぐらいしか申請がなかったと、これはっきり言うて農協のマイクでも大分いがってました、申請してくださいというふうに、これ600件はあったと思うんやけん、どういう解釈してますか、課長。

○議長（美馬友子君） 上村農業振興課長。

○農業振興課長（上村和也君） 600件を見込んで、結果的にそんだけなかったんですけど、2月に入ってからも町内放送も何回かさせてもろうて、週に何回か周知



もさせてもらいよったんで、皆さん知っておられたとは思いますが、600人来られなかったという。

○9番（国清一治君） 僕がちょっと聞いたんは、書類はしれとるわな、申告書の写しと振込の通帳と申請とやけん、そりゃ簡単にできたんやけんど、申告の写しがないから私はもらえんちゅうてやめた人が何人かおりました。僕は、そんなことはない、税務課に聞いて確認できたらいいと思う、それはいけたんでしょ。

○農業振興課長（上村和也君） 写しがない人は税務課でコピーがもらえますんで、案内もしてました、来た人には。

○9番（国清一治君） うん。ほやけど、それを自分が判断して来なんだ人もおるんよ、実際に。いや、ほやけんど、もう締め切ったなちゅうて、2月10日ですか。

○農業振興課長（上村和也君） 締切り以降はちょっと受付は……。

○9番（国清一治君） いやいや、それは分かるんやけどな。ほやけん、周知は皆いろいろ解釈したり、誤解しとったんがある。ところで、お金はもう払うたんですか。

○農業振興課長（上村和也君） 今、作業中です。

○9番（国清一治君） 結局、全部集まらなったら出さなんだちゅうことやな。12月段階でかなり申請があったと思うんやけんど、実際は物価高騰対策なんで、期限を待たんで出すことはできたと思う、事務上は。出してあげるべきだったと思うんやけど、それは考えなんでしょうか。全部が寄ってこんだって出せるで。去年から出しとる人は出しとるでしょう。どうして、そういう配慮ができなんだんだろうかと思う。そんなんは思わなんでしょうか。

○農業振興課長（上村和也君） 今、支払いの作業の途中で……。

○9番（国清一治君） いや、分かるわ、してないのは分かるんや。ほやけんど、結局みんな払うたんは去年の秋とか、早うに払うとんやな、申請がまだ遅れとるぐらいで。ほやけん、何で役所仕事みたいに皆そろそろまで待って払うんかいなと思う。それは処理できんので。答弁できるんかいな。できるでしょう、分けて払うたらええ話やけん。

○農業振興課長（上村和也君） 全部一括ではないんですけど、まとめてでなしに、来た順に作業をさせてもらったんですけど。

○9番（国清一治君） 作業はしたけど、払うてはないやろ。

○農業振興課長（上村和也君） まだです。

○9番（国清一治君） まだやろ。作業ったって、ないだろ、金額は決まっとるし、まあまあそれは済んだ話やけん、もうやっぱり役所やなあと思うて、どうせ皆が集まるまで払わんのやなあと思うて思ようたんやけど、皆払うてくれんちゆう人を大分聞いたんで、まあ置きます。そんなんは払うてあげたらええんじゃわ。区切って、一回一回払わんでもええけんど、何回かに分けて払うてほしかったなど、皆困って申請しとる人やけん。終わります。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

井出議員。

○10番（井出美智子君） 国清さんの関連で、何回も放送してくれたり、いろいろ言うてくれよったんやけど、自分には関係ないと思うとったんやというて、びっくりするような答弁が返ってきた人がおるんです。ほんで、学校の先生をしようて、農業所得の申告もしとって、退職しとんのに区長さんもしよったのに当然出したらろって聞いたら、いやよう放送しよったけど自分には関係ないと思うとってしてないって言うんです。それが締切り1日過ぎとって、1日過ぎとるけん、あかんわなって言うたら、あきませんって言われたんです。ほなけん、600人予定しとって400人しか申請がないっていうことは、まだ十分いけるっていう人が申請できてない事実があると思うんです。だから、追加でできますよっていう対応もできるんではないんかなって私的には、そのとき1日違いで5万円申請し損なった人、その人だけでなく、3日後に会うた人に言うたら、いやしてないんやという人がぼつぼつおいでたんで、せっかくの制度なんで追加の募集があればいいなって、1日違いで駄目だった人のあれを聞いてあげたときにすごく残念に思いました。また、検討しといてください。

それと、税務課長に、フレイルのことをさっきおっしゃられてたんですけど、ちょっとどういう事業だったか私知らないの、教えてもらいたいと思います。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 国保の被保険者さんと、あと後期高齢者の被保険者さんに対しまして、栄養士が個別に訪問しまして栄養指導を行っております。戸別訪問と、あと通いの場に出ていって、そこでフレイルにならないための予防を栄養士が主となって1年間計画的に行ってまいりました。

○10番（井出美智子君） それは、もう1年間だけの事業で、町の事業としてやっただんですか、それとも国の補助金とか、そんなんを使ってしたんですか。

○税務課長（藤井小百合君） 国保の分に関しては、国保会計の中で町の事業として行ってます。後期の方に関しては、後期高齢者医療からの委託事業として行っておりまして、来年度以降も継続して行っていく予定としてます。

○10番（井出美智子君） そのフレイルは、取りあえず栄養指導に限った指導という中身なんですね。

○税務課長（藤井小百合君） フレイルと、あと成人病の重症化予防も一緒に行っております。

○10番（井出美智子君） ありがとうございます。

○議長（美馬友子君） ほかにないですか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 直接補正に関係ないかも分らないんですけど、建設課のやつで急傾斜地崩壊対策事業、これは全町が対象なんですか、それともここに書いてある三溪、檜淵の部分だけの事業なんでしょうか。三溪、檜淵のやつだったら、全容を説明したような資料ちゅうのはあるんですか。東部農道もちよっと似たところがあって、ただ前に特別委員会があったから、何となく事業の概要みたいなのは分かるんですけど、何年から始まって、金額はどんなけかかっかって、目的はこうじゃというようなもんは説明を受けたんかいな、今まで。

長いことかかっとうような感じはするやけど、補正予算に直接関係ないかもしれないけど。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） すいません、マネジメントシートについては、いつから始まっとうかというような表記はできておりません。

○議長（美馬友子君） 21年。

○建設課長（海川好史君） 分かりました。また、調べてお知らせをいたします。ただ、この事業については、マネジメントシートに事業採択基準ということで書いてありますけれども、急傾斜地の高さが10メートル以上、また移転適地がないこと、それから人家10戸以上、それから7,000万円以上の事業費というような形の条件がござい

ます。これで、県営事業として対策事業を実施していただいているというような事業でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 今回、工事対象になっている檜淵ちゅうんは、そのうちの一部ということ。檜淵のあの工事だけ、まとまったような資料はあるんですか、これはないちゅうこと。

今まで220億円とか、250億円かかりましたよ、予算もこんだけというようなね。それは特別委員会があったから分かったんだけど、そんなんはないんですか。

○建設課長（海川好史君） 県に確認すれば、そういった事業費の総額とかその他については分かると思いますので、また確認をしておきたいと思います。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

籾議員。

○8番（籾 公一君） ちょっと今の関連で、質問しようと思うところなんですけど、確認なんですけども、建設課長、檜淵地区のやつなんですけど、これは当初事業費5,000万円の予算だったと思うんですけど、今回これ約2,500万円の事業費がもう既に見込みということになつとるということは、3月までにそんだけ分終わるということですか。というのが、前言うた、当初よりはかなり進めてくれたという解釈でいいわけやね。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 今回の補正予算も含めて、多分全事業が年度内に終わるわけではないんだろうと思います。やっぱり繰越ししながら事業を進めていくことになるんだろうっていうふうに思ってます。

○8番（籾 公一君） いや、事業は一般質問したときに、来年度もやるというような話は聞いたやないですか。それをかなり事業を進めてくれとるという話やね。

○建設課長（海川好史君） トータルで令和5年度の予算で大體めどをつけるというような話だったと思いますけれども、その部分の一部を令和4年度補正予算として事業化するということだと思います。

○8番（籾 公一君） 工事自身は、令和4年度で補正で2,500万円分ぐらいは3月に支出するようになってるんですね、このマネジメントシートによつたら。工事は今年

度、いわゆる3月までに終わるとは限らない。

○建設課長（海川好史君）　そういうことです。

○8番（笹　公一君）　見込みと書いてあるんやけど、予算的な措置を先に県のほうがしてくれた、そういう解釈でいい。

○建設課長（海川好史君）　そういう解釈。

○8番（笹　公一君）　そういうあれやね、はいはい。

○議長（美馬友子君）　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君）　ないようですので、続いて議案第2号についての質疑はありませんか。国民健康保険特別会計補正予算でございます。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君）　それでは続いて、議案第3号について質疑はありませんか。後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君）　それでは続いて、議案第4号については質疑はありませんか。簡易水道事業会計です。

すいません。さっきの凍結の質問はここで聞くべきだったかなと反省しました。失礼しました。

質疑はありませんか。ないでしょうかね。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君）　それでは続いて、議案第5号について質疑はありませんか。農業集落排水事業会計です。ありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才　守君）　補正の中で、特別損失っていうのを予算してたんだけど、なかったっていうことでマイナス補正しとんですけど、特別損失って具体的には何なんでしょうか。

○議長（美馬友子君）　大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君）　具体的には賞与引当金、令和4年6月分の賞与引当金の不足分、これは令和3年12月分から令和4年3月分までの4か月間を賞与引当金

としてて積まなければならないんですが、会計が変わりましたので、その分が積みれてなかったの、その分をここの科目に積み立てていたのですが、今年度の支給の対象のものが新規採用の職員だったため、ここの費用を使う必要性がなかったので減額して落とすことにいたしました。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは続いて、議案第6号について質疑はありますか。病院事業特別会計補正予算です。

花房議員、どうぞ。

○1番（花房勝一君） 病院事業特別会計補正予算について質問いたします。

薬剤師と先生を新たに採用で、その時期が遅かったために費用が減額なったということやったんですが、先生について多分おとといの広報に載ったんがそうなのかなと思うんですけど、今までいろいろ苦勞されよって、2年前は企画交流課の費用を使ってとか、いろいろやってきた、どのような経緯で雇われて、どのような方なのかというのを言える範囲で。

○議長（美馬友子君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） ドクターがどういう経緯で採用できたのかっていうお話でよろしいでしょうか。ドクターに関しては業者からの紹介です。業者からの紹介事業というのを、昨年度ぐらいから一般会計のほうにもお願いしまして、その成功報酬について繰り入れていただくような話で進めてまいりました。それで、昨年2月ぐらいだったと思いますが、まず今採用できたドクターですけれども、アルバイトとして一時的に2日間ご勤務いただいて、1年間見てまいりました。それで、ご本人も前向きに検討していただくということで、この2月に採用になったというところでございます。今回、採用されたドクターについては、内科の医師ということでございます。岡山県の方で、こちらのほうに単身で移ってきていただいております。

以上です。

○1番（花房勝一君） 町内に住んでいただいとんですか。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 残念ながら、町外でございます。

○1 番（花房勝一君） 以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

議事の都合により、休憩といたします。

午後2時55分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（美馬友子君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第16号から議案第6号までを一括して議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

まず、議案第16号について質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

議案第16号から議案第6号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)



○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第16号、勝浦町山林基金条例についてから議案第6号、令和4年度勝浦町病院事業会計補正予算（第2号）についてまでは原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第11、議案第7号、議員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてから日程第26、議案第23号、勝浦町道路線の認定についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から、議案第7号から議案第23号まで一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 議案第7号から議案第23号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第7号は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてであります。

この条例は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が65歳に引き上げられるとともに、60歳での役職定年制や給与に関する特例措置が導入されることに伴い、地方公務員法の一部が改正されたことを受け、本町においても同様の措置を講ずるため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、勝浦町個人情報保護法施行条例についてから議案第11号、勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例についてまでの4議案を一括して説明いたします。

これらの条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律が改正されたことを受け、本町においても所要の条例整備を行うものでございます。

議案第12号は、勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでありま

す。

この条例は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額が引き上げられたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号は、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、徳島県国民健康保険運営方針による保険料算定における資産割廃止に伴う措置のほか、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、課税限度額が引き上げられたこと等を受け、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号は、勝浦町保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う子ども・子育て関連の関係法律の改正のほか、児童福祉施設における児童の安全管理措置が規定されたことを受け、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第15号は、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、棚野久国地区及び星谷地区における水道町営化に伴い、令和5年度から3か年をかけて段階的に町営化料金へ移行するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号は、勝浦町特別会計条例の一部を改正する条例について。

勝浦町財産区である生比奈財産区、横瀬財産区の解散に伴い、各財産区の特別会計が不要となることによる所要の改正を行うものでございます。

議案第18号は、勝浦町阿南市方面通学専用バス運行条例を廃止する条例についてであります。

来年度から新たな高校生に対する修学支援策を実施するに当たり、平成29年度から行っております阿南市方面へ通学する高校生への通学支援事業を今年度末で廃止させていただくことを受け、当条例を廃止するものでございます。

議案第19号は、勝浦町朝桐奨学賞基金設置条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、来年度以降、当基金の設置目的に沿うよう当基金を活用するに当た

り、所要の改正を行うものでございます。

議案第20号は、勝浦町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてであります。

これは、現行の過疎計画の一部を変更するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号は、徳島市と勝浦町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託の廃止についてであります。

これは、広域ごみ処理に係る協議会の解散を受け、その事務の委託を廃止するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号は、勝浦町公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、勝浦町が設置する公の施設でありますかんきつテラス徳島内の本町の借受け施設について、その管理を行わせる指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号は、勝浦町道路線の認定についてであります。

これは、勝浦町の町道として新規1路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、議案第7号から議案第11号について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議案第7号、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてでございます。

改正理由。地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられるとともに、60歳を超える国家公務員に係る役職定年制の導入や給与に関する特例を設ける等の措置が講ぜられることに伴い、地方公務員法の一部を改正されました。本町においても、改正の趣旨にのっとり、同様の措置を講ずる必要があることから、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、定年年齢の引上げ、60歳から65歳へ2年度に1歳ずつ段階的に引き上げるものです。

2点目、役職定年制の導入、3点目、60歳から定年までの間の給料月額の下げ、当分の間、60歳を超える職員の給料月額をそれまでの7割水準とするものです。

4点目といたしまして、定年前再任用短時間勤務制の導入、5点目として60歳以上の退職に伴う退職事由の特例と退職手当の算定方法でございます。60歳を超えるのであれば、定年前であっても定年扱いとし、手当額の算定にはピーク時特例を採用するものでございます。

6点目といたしまして、事前情報提供、勤務意思確認制度の導入、7点目といたしまして、再任用制度の廃止と暫定再任用の特例措置を設けるものでございます。

施行期日でございますが、原則、令和5年4月1日から施行するものでございます。一部の改正規定には経過措置を設ける、所要の措置を講じるとしております。

続きまして、議案第8号、勝浦町個人情報保護法施行条例についてでございます。同じく議案第9号、勝浦町個人情報保護審査会条例についてご説明を申し上げます。

社会情勢によるデジタル化等を進めていくことを目的として、個人情報保護法が改正されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化されたことから、現行の勝浦町個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

議案第9号につきましては、同じく廃止されたことに伴いまして、勝浦町個人情報保護審査会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を条例において定めるものでございます。

議案第10号、勝浦町情報公開条例の一部を改正する条例についても、同じく行政文書公開請求の手續等につきましても、同法における保有個人情報の開示請求に係る規定と整合性を図るため、改正をするものでございます。

最後に、議案第11号でございます。勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例についてでございます。

こちらも同じく法律の改正に伴いまして、地方議会は国会や裁判所が法による個人情報の取扱いの対象となっていないことの整合性を図るため、地方公共団体の機関から除外されたため、議会として適切に対応を図る必要があることから、議会が保有する個人情報の適正な取扱いについて共通ルールに沿った条例を制定するものでございます。

以上、4 条例につきましては、施行期日といたしまして令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第12号及び議案第13号について、藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 議案第12号、勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

改正の理由は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたためでございます。

改正内容は、出産費用が年々上昇する中で出産に係る経済負担を軽減するため、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産について、出産育児一時金の支給額を現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げます。これにより、産科医療補償制度の加算の対象となる出産に係る出産育児一時金は総額50万円支給することとなります。

次に、議案第13号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

改正の理由は、保険税率の変更により、被保険者の負担軽減を図るもの及び政令の改正によるものでございます。

主な改正内容ですが、保険税率の変更につきましては資産税割を廃止いたします。所得割額の税率につきましては、医療分を現行の5.6%から5.8%へ、後期支援分は1.4%から1.6%へ変更いたします。介護分につきましては、1.9%で据置きでございます。

次に、政令の改正によるもので課税限度額の引上げでございます。後期支援分の限度額を2万円引き上げ、22万円となります。医療分、後期支援分、介護分の合計の限度額は104万円となります。また、保険税軽減世帯に係る所得判定基準の5割軽減世帯の所得判定基準が28万5,000円から29万円へ、2割軽減世帯の所得判定基準が52万円から53万5,000円と見直しとなります。

施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第14号について、長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 議案第14号，勝浦町保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正理由は，こども家庭庁設置法の施行に伴う子ども・子育て支援法，その他の関係法律の改正，民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における児童の安全の管理措置が追加規定されたことに伴い，関係条例について所要の改正を行うものでございます。

第1条改正，勝浦町保育の実施に関する条例の一部改正です。改正内容は，子ども・子育て支援法の改正，条項のずれに伴う所要の改正を行います。

第2条改正，勝浦町子ども・子育て会議条例の一部改正です。改正内容は，先ほどと同様に条項のずれに伴う所要の改正を行います。

第3条改正，勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。改正内容は，民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い所要の改正を行います。

また，安全計画を策定することの義務づけや移動等のために自動車を運行するときは，点呼等による児童等の所在確認を行うことを義務づける改正を行います。また，児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは，ブザー，その他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置の使用を義務づける改正を行います。また，所管が厚生労働省から内閣府に改正されていることから，内閣総理大臣に改正を行います。

第4条改正，勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。改正内容は，民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除に伴う所要の改正，また各法による条項ずれに伴う所要の改正と所管の改正を行います。

第5条改正，勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。改正内容は，安全計画の策定や児童の移動移動等のために自動車を運行するときは，点呼等による児童の所在確認を行うことを義務づける改正，また業務継続計画を策定し，研修訓練を実施，感染症及び食中毒の予防等の研修訓練を実施することを努力義務とする改正を行います。

以上，条例改正の説明を終わります。

○議長（美馬友子君） 続いて，議案第15号について，大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 議案第15号，勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

改正理由といたしましては，勝浦町簡易水道棚野久国地区及び星谷地区において，水道組合解散に伴い町営化料金へ移行するためでございます。

改正内容は，令和5年4月1日から令和7年4月1日までの3か年間にかけ，別表のとおり料金を改定するものでございます。

以上の議案をご審議いただき，ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて，議案第17号について，正瑞会計管理者。

○会計管理者（正瑞美佳子君） 議案第17号，勝浦町特別会計条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正理由としましては，勝浦町生比奈財産区及び勝浦町横瀬財産区の解散に伴い，勝浦町財産区議会設置条例を廃止する条例が令和5年2月28日に公布，令和5年3月20日からの施行となり，今まで財産区の歳入歳出をしていた特別会計は不要となるため，所要の改正を行うものです。

改正内容としましては，別表第1の勝浦町生比奈財産区特別会計及び勝浦町横瀬財産区特別会計を削除，別表第2におきましても，それぞれの項を削除するものとします。

施行日は，令和5年4月1日から施行するものとなりますが，経過措置として令和4年度決算については従前の例とし，決算に剰余金が生じる場合は勝浦町山林基金に全部積み立てるものとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて，議案第18号及び議案第19号について，石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 教育委員会から，議案第18号，勝浦町阿南市方面通学専用バス運行条例を廃止する条例について詳細説明をさせていただきます。

令和5年度から，高校生全般を対象としました高校生等修学支援事業を開始するに当たり，現在実施しております阿南市方面通学バス支援事業につきまして，令和4年度をもって事業を廃止するため，本条例を廃止するものでございます。関係規則がございますので，こちらのほうにつきましても廃止ということで予定をしております。

引き続きまして。議案第19号，勝浦町朝桐奨学賞基金設置条例の一部を改正する条例について詳細説明させていただきます。

勝浦町の朝桐奨学賞の経費につきましては，現在は一般会計からの支出により対応しておりますが，今後基金の活用により対応を行うための条例改正を行うものでございます。

現在の運用でございますが，基金の残高は100万円となっております。この100万円を運用しまして得られます運用益，いわゆる利息，こちらのほうを一般会計へ繰り入れて，一般会計の中で奨学金の経費ということで支出をしております。

具体的には，お手元の資料にありますとおり，100万円から利息，ただ利息は一般会計のほうへ繰り入れて一般会計から支出ということで，具体的な数字ですが，利息が何百円単位のところ，経費は年大体1回で4万円弱ということになっております。

今回の条例改正によりまして，今の現在100万円から利息をそのまま基金のほうに積んで，ただし基金のほうから経費を支出すると，そういった格好に変えさせていただく改正となっております。

具体的には，改正前，定額の資金を運用しとになって，100万円こととなりますが，そういったところですが，今後は金額はもう定額でなしに資金を運用し，その全部または一部の処分をもって経費に充てると，そういったところで第1条の改正を予定しております。

また，先ほど申し上げました利息の扱いですが，今のところは別に定めるところという曖昧となっておりますが，基金に編入するところの改正となっております。ちなみに，こちらにつきましても関係規則，また規定がございますが，今回の条例の改正に合わせたような内容で連動する改正，こちらのほうは必要ないということで確認をしております。

以上，教育委員会からの詳細説明とさせていただきます。ご審議いただき，ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（美馬友子君） 続いて，議案第20号について，寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 議案第20号，勝浦町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてご説明いたします。

まず，変更理由でございます。この計画は，令和3年4月1日に過疎地域の持続的

発展の支援に関する特別措置法が施行されたことを受け、本町におきましても、市町村計画である勝浦町過疎地域持続的発展計画を策定しました。この市町村計画に基づいて行う施設の整備事業や過疎地域の持続的発展特別事業については、過疎債を財源とすることが認められていることから、次年度以降、事業を進めていく中で計画の一部に変更を行うものでございます。

変更部分ですが、まず1点目でございます。

上下水道課事業で、生活環境の整備の計画部分になります。持続的発展施策部分5の生活環境の整備、事業名、水道施設の簡易水道の事業内容で、沼江掛谷地区沼江区域水道管改良事業の老朽管改良事業の関係と延長の記載を変更するものでございます。

続きまして、2点目、3点目は教育委員会事業の追加です。

教育の振興の本文中に、事業の追加に伴う内容の説明を現況と問題点及びその対策の欄に追加記載をいたしました。

また、計画の部分であります。持続的発展施策区分8、学校教育関連施設に施設名として校舎を追加し、事業内容として生比奈小学校ほか2校を大規模改造事業を記載しました。

同じく計画部分ですが、過疎地域持続的発展特別事業、その他欄として、高校生等修学支援事業を追加記載いたしております。

最後に、計画の最後部分にソフト事業の過疎地域持続的発展特別事業分を再掲することとなっていることから、再度高校生等修学支援事業を追加記載しております。

以上が勝浦町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてのご説明となります。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第21号について、後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 議案第21号、徳島市と勝浦町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託の廃止についてご説明を申し上げます。

12月の委員会でも報告させていただきましたが、徳島市、小松島市、勝浦町、石井町、松茂町、北島町の関係自治体が広域での一般廃棄物中間処理施設の整備を目的に、平成28年度に協定を締結し計画を進めてまいりましたが、本年度11月30日に開催されました各市町長出席の連絡会議におきまして、徳島市から徳島市が単独で施設整備をする方針が示されております。これに伴いまして、広域の廃止に向けた手続を進

めていくことになり、徳島市と勝浦町における一般廃棄物の処理に係る事務の委託を廃止することについての議決を求めるものでございます。

議案第21号につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第22号について、上村農業振興課長。

○農業振興課長（上村和也君） 議案第22号、勝浦町公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

次のとおり公の施設の指定管理を指定するため、地方自治法第224条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

施設の名称がかんきつテラス徳島内勝浦町借受け施設、指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人K-F r i e n d s、指定する期間、令和5年4月1日から令和6年3月31日までといたします。

選定理由といたしまして、指定管理者の候補は、選定候補申請によらない理由として、オレンジファクトリーを令和4年に試作施設から製造販売施設へと転換し、現在はその運用を軌道に乗せるための過渡期にある。当団体は、当施設が指定管理制度を受け入れたときから指定管理者として施設を管理し、施設を利用した地場産業の製造販売の実績もある。以上のことから、今後も豊富な経験を生かした適正な管理運営が期待されるため、引き続き当団体を指定するものでございます。

以上で説明といたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第23号について、海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 議案第23号、勝浦町道路線の認定について説明をいたします。

町道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会に議決を求めるものでございます。

新規認定路線名は、横瀬上川原支線でございます。これは、横瀬地区の宅地造成地内の路線を認定するもので、起点は勝浦町大字三溪字上川原50番9地先で、終点は勝浦町大字三溪字上川原38番2地先でございます。

起点につきましては、北川、県道から入ったところで、横瀬上川原線から分岐をいたしております。終点につきましては、南側で、横瀬学校線へ接続をします。町道としての認定基準を満たしており、提案するものでございます。

なお、中央部で東西の分岐道につきましては、西側、行き止まり部で回転が可能なことから、ご議決いただきましたら、道路区域として決定したいというふうに考えております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

まず、議案第7号について質疑はありませんか。職員の定年等に関する条例等の一部改正でございます。質疑はありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） これは4月1日から施行ということで、これ該当者もたちまちおると思う。これ予算もそのような実施することで予算は、特に給与関係を組んどるんですか。まず、該当者はおるかどうか、たちまち。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） たちまち事務職員については、来年度という方はおられません。再来年度についてから発生はします。看護師等については、おるというふうに伺っておりますので、ちょっと私の手元にはあるんですが、職員の情報提供のパンフレットを作成しておりますので、事前に説明をさせていただくというふうなところで考えております。

以上です。

○9番（国清一治君） 分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、続いて議案第8号について質疑はありませんか。関連条例なんで、議案第8号から議案第11号までの中で質疑がありましたら、ありませんか。ないでしょうかね。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは続いて、議案第12号について質疑はありませんか。国民健康保険条例の一部改正でございます。ありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） すいません、一点だけお願いします。

今回、出産一時金の増額に合わせた形の条例改正なんですけど、今回条例改正するに当たって、勝浦町的に現状を県内の産婦人科の出産費用等の情報とかいろいろする中でこの金額にしたのか、はたまたもうちょっと勝浦町的に出産に対して温かく見守るためにも、上乘せするようなこととかは何かしら議論されたのかとか、そこらあたりの経緯についてお聞かせいただけたらなと思います。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） これは、健康保険法の施行令の政府のほうで50万円となっております。厚生労働省が昨年度末に会議を開きまして、全国の出産費用の平均を取って、その中で決められた金額になっておりますので、すいません、勝浦町独自の数字というのは入っておりません。

○議長（美馬友子君） ほかにないですか。今、この議案第12号について、ほかに質疑はありませんか。ないでしょうかね。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第13号について質疑はありませんか。国民健康保険税条例の一部改正でございます。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 分からんけん、聞くんやけんど、これは先ほどの議案第12号のように国のやつとは関係ないんですか。勝浦町の、そしたらこの前新聞で、保険料が勝浦町は徳島県下で4番目ぐらいの金額だったと思うんです。病院があるから高いんかいな思うたら、つるぎ町が一番安い金額になっとったんやけんど、こういうふうにした経緯というか、そういうのがあったらちょっと言ってほしい。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 先日の新聞の記事は、23年度国保標準保険料の記事だったと思われま。これは、勝浦町が県のほうへ納付する基準になる金額になります。今回、勝浦町の税率の改正は、勝浦町独自のものによりまして、県の方針として資産割をなくすという方針が出ておりますので、それに基づいて資産割をなくすんですが、資産割をなくすということは、それだけ調定額が下がりますので、その分所得割を少し上げさせていただいて保険税のほうを確保するというのが目的でございます。

す。

つるぎ町が一番低くてという部分なんですけれども、その町村の所得とか、あと医療費の使っている額などによって県が算定をしている数字となっています。

○議長（美馬友子君） 分かりましたでしょうか。ほかにありませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは続いて、議案第14号について質疑はありませんか。勝浦町保育の実施に関する条例等の一部改正でございます。

節議員。

○8番（節 公一君） この議案は福祉課のほうから説明があったんですが、資料の4ページで、多分このことは保育園の園児の送迎バスの事故のことを想定したことが書いてあると思うんですが、その中に児童の送迎って話になっとるでしょう。これは教育委員会に関係してくるんやけど、児童ってことは小学校のスクールバスもこれに含まれる、児童という言葉になっとうということは、小学校のスクールバスもこういう対策をせないかんのかどうかっていうんはどんなんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 県外のこういう事故がありまして、うちもスクールバスの確認をしております。結論から言いましたら、義務ではないということで聞いております。ただ、ここの例規で……。

○8番（節 公一君） 一定期間ということが書いてあるんやけん、ということはそれに向けてスクールバスもこういうことをしようというふうな、教育委員会としては、町として方向を考えていかないかんて思うとんでしょう。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） その認識でおります。今回、予算はできてないんですが、そこらにつきましては情報収集して、取りあえずは結論からいうと、義務ではないということで聞いておりますので、ただいろいろ確認ということで……。

○8番（節 公一君） ここへ早期の使用を義務づけるって書いてあるんやな。ただし、一定期間は猶予があるみたいな文言になっとうで、スクールバスもこういうことが必要なんかどうかということと、町として何かつけるということを考えとるということであっていいんですか。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 検討中ということです。

○8番（節 公一君） これはいつぐらいまで、何かどんなんですか、あまり小学校のことは今まで事故は全国的に言うと、保育所のことは2回ぐらい続いたんかなあ、あつてはならないことということがそれこそあったんで、主はそっちのほうを対象にしとると思うんやけど、全国的にも小学校の送迎も考えとんですか、県内とかはどんなんですか、そこらあたりは、よそのことも。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 児童っていうたら、当然うちもというところは認識はありますし、私が今把握しとる範囲では、そちらの安全対策についての助成制度もできつつあるかなという情報は私も認識してますので、現段階では私は義務っていう認識でいなかったもので、今後の検討課題かなと思ってます。これもあまり悠長に構えられる問題ではないかなと思いますので、そこらをまた確認していきたいと思えます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） すいません、1点お願いします。

学童保育のことについても、今回新たな計画づくり等が示されてますが、ここらあたりの学童の事業者に対しての福祉課として、今回これが施行されて以降、どのような協力体制で臨まれようとしているのか、この点についてお聞かせください。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 学童クラブのほうに対しては、安全の計画を策定するというようなことが今回計画の義務化ということで載っております。こういうことが発生しますということを指導員のほうに説明をしておりますので、今すぐというわけではないんですが、こういうことを計画的に載せていくようなことでお伝えして、お願いもしているところでございます。

○7番（松田貴志君） 業務継続計画も含めて、なかなか現状の職員さんたちでは対応できないところが多々あると思うんで、そこらあたりの十分なサポートのほうはしっかりとしてもらえたらありがたいなと思います。お願いします。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。14号についてです。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） なければ、続いて、議案第15号について質疑はありませんか。簡易水道管理条例の一部改正でございます。

瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 簡易水道、棚久、星谷か、水道組合解散に伴って書いとんやけど、これって水道組合にこんな条例があったんですか。条例を一部改正するとありますが、条例があったんですか。新たに町営化するんで、料金がただ単に変わりましたっていう条例改正なんですか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） お答えいたします。

この両地区も、勝浦町の条例のほうで料金は記載されております。それで、その料金を今回3か年かけてこのように改定していきますということの内容でございます。

○3番（瀬戸直一君） もう一点だけお願いします。

地区によって皆料金が違うんですが、どういった経緯なんですか。地区によって皆立米数の単価が違いますよね。それはどういうあれで、こういうことになっとなんですか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 議長、小休をお願いします。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午後4時13分 休憩

午後4時16分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 今は料金が合ってませんので、できるだけ早急に統一した料金になるように努力いたします。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。ないでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは続いて、議案第17号について質疑はありませんか。勝浦町特別会計条例の一部を改正する条例でございます。ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ないようですので、続いて、議案第18号について質疑はありますか。阿南市方面通学バスの条例を廃止する条例でございます。ありませんか。

相原議員。

○2番(相原喜久男君) ちょっと聞き逃したんですけど、何かこれに関連する条例も廃止っていうふうにおっしゃられた、どんな事でしょうか。

○議長(美馬友子君) 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(石木正昭君) こちらは条例ということで、関連の規則がございます。その規則も併せて廃止ということで考えてるということでございます。

○2番(相原喜久男君) 分かりました。

○議長(美馬友子君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) なければ、続いて、議案第19号について質疑はありませんか。朝桐奨学賞基金設置条例の一部改正でございます。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは続いて、議案第20号について質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ないようですので、続いて、議案第21号について質疑はありますか。

花房議員。

○1番(花房勝一君) 事務委託の廃止ということで条例の廃止、徳島市の脱退ということなんですけど、これいつからやっておって、どれぐらいの費用がかかっておったのか、黙ってもう小松島市の場合はいろいろなことを言われよんですけど、あそこは議会が言われよんですけど、勝浦町としてはどのような対応をされるのか。

○議長(美馬友子君) 後藤住民課長。

○住民課長(後藤信之君) 勝浦町の負担金ということでよろしいでしょうか。勝浦町の負担金の累計額としては約300万円でございます。平成29年度からの累計で約300万円でございます。徳島市に求めていくこととしては、勝浦町としては特に今の

ところは考えてございません。

以上です。

○1番（花房勝一君） 平成29年度からトータルで300万円、はい。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） こんだけの文書で廃止の議決を求めるっていうのは、ちょっとつらいところがあるんですけども、これを作ったときに協議して規約も定めようと思うんでな、自治法をちょっと見よったら。ほんで、これ知事にも届出をしようと思うんやけど、この3月31日で皆足並みそろえて廃止の議決をされるのか、県はこのことにどんな、全く、県知事には届けようと思うんやけど、このことが起こって何も対応ちゅうか、中に入って話し合いをしたことはないんかどうか。県に届けとんでしよう。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 廃止日につきましては、各市町足並みをそろえて3月31日ということになっております。

県につきましては、この議決後に事務の委託廃止の告示とか必要書類をそろえまして、廃止届を届け出るということになっております。徳島県のほうからのお話については聞いてはおりません。

以上です。

○9番（国清一治君） 県もある程度指導してくれなったら、これからこういう広域的な行政は全く進んでいかんと思う。町長が所信でも常備が非常に厳しい局面ちゅうんは、こんなも含まれとんか、それはまた一般質問で聞くけんいいんやけど、議決せなたらどないなるん。これは認め難いことではあるわな、これは。小松島市も3月で認めるという方向でいきよんですか。小松島市も怒つとると思うんやけど。

○住民課長（後藤信之君） そういう方針とは聞いております。

○9番（国清一治君） 町長の見解を聞きたいんやけど、これは協議して規約を決めて、例えば変更とか廃止する場合とかというんも規約に決まっとなでないんかいなと思うんやけど、一方的に徳島市が単独ちゅうのを決めて、こんな協議会の内容になっとなつたんですか。町長がこの会に行くちゅうとき、もう行かんほうがええんじやな

いでっていう半分冗談で言うたんやけど、一方的にこんなことが起こり得るちゅうのが非常に残念なんやけど、規約ではここまで決まってないんか。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今、規約の中で決まっているスケジュールとしたら、廃止に向けてというのは令和5年3月議会において、各6市町の議会において廃止の議案を提出、そして議決ということで、3月末までに廃止、議決後速やかに協議書を締結ということになっております。徳島市とそれぞれの5市町ごとに、協定書を作成するというようなスケジュールです。令和5年3月末から4月上旬にかけて、協議書を締結後に速やかに廃止に関する告示を行う、これも6市町それぞれが告示をするということで、その告示後を速やかに県知事へ廃止に関する届出をするということで、大体4月上旬に協定の中ではそういった取組となっているようです。ただ、小松島市の市議会が徳島市に向けて意見書なりを何度か提出して受け取っていただけないというような新聞沙汰が出ておりますけど、やっぱりその中身っていうのはきちっと私も中身を見たというんではないんですが、市の関係者とかに話をしますと、いろんな意味で徳島市にこれから広域行政の主たる自治体にもう少しなっしてほしいというようなご意見も含まれているというようにお聞きしております。これからの市の市政に対する要望というようところが含まれているような気がしますので、そんなに強い内容というんではなくて、これから県下のお兄さん役を担ってくださいよというような意味合いで意見書を出そうとしてるんだけど、それが受け取ってもらえんというような事態になつるというように私は関係の人と話をする限りは聞いとんどですけど、大変残念で遺憾なことだどどと思っております。小松島市としたら、そういう思いでやっているんだなというふうに、ただ先ほどの今まで出した負担金なりは、ほかの6市町の市長等に聞いても、飯谷等々の協議の中身で動いていたお金ですので、ちょっともう難しいかなというようなんは意見としては聞いとんどころです。

議員おっしゃるように、これだけで簡単に当初結んだ協定が破棄されるというんは、なかなか私も納得いかないところなんですけど、こういうことで進めていくということで決まっているようでございますので、どうかご理解いただけたらと思います。

○9番（国清一治君） 議決まで日があるんで、これはそれぞれ考えないかんと思います。ほんで、はっきり言うて、常備まで多分影響する、ええか悪いか別にしても、

影響してくるだろうと思います。それまでに考えます。よく分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） なければ、続いて、議案第22号について質疑はありませんか。公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

はい。

○9番（国清一治君） これによったら、1年になっとんやけど、大体3年でいきよんじゃなかったんかいな。これは1年かな、契約は。大体3年でいきよんじゃないんで、指定管理。

○議長（美馬友子君） 上村農業振興課長。

○農業振興課長（上村和也君） 1年です、今回は。

○9番（国清一治君） 1年は分かるんやけど、何で1年なんかって、大体3年でいきよると思うけど。毎年毎年これ議決せないかんと思う、1年だったら。こういう相手方の要望なんかどうか。

○農業振興課長（上村和也君） 令和5年度だけ1年にして、令和6年度以降はほかの施設に合わせるような感じで、今年は1年になります。

○議長（美馬友子君） ほかの指定管理と合わせるということ。

○9番（国清一治君） あまり合わさんでもええと思うんやけど、まあ分かったようで、分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは続いて、議案第23号について質疑はありませんか。道路線の認定です。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第7号から議案第23号までを第二読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、議案第7号から議案第23号までを第二

読会に付することに決定いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前9時30分、この議場で再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時33分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員